

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構施行令参照条文

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）（抄）

（定義）

第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 （略）

四 主要幹線鉄道 大都市圏（政令で定める大都市及びその周辺の地域をいう。以下同じ。）と地方の中核都市とを連絡する中距離の旅客輸送の需要に応ずる鉄道のうち新幹線鉄道と直接又は間接に接続することにより大都市圏と地方の中核都市間における最も適切な輸送経路を形成し、又は形成することとなるもの及び主として長距離の貨物輸送の需要に応ずる鉄道をいう。

五 都市鉄道 大都市圏その他政令で定める大都市（その周辺の地域を含む。）における旅客輸送の需要に応ずる鉄道（軌道を含む。）をいう。

六～八 （略）

（業務の範囲）

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 （略）

五 国土交通省令で定める規格を有する鉄道（新幹線鉄道を除く。）又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の建設及び政令で定める大規模な改良（以下「大改良」という。）を行うこと。

六～十六 （略）

2 機構は、前項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良に関する事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金等（補助金その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

二～四 （略）

3 （略）

（鉄道施設の貸付け等）

第十三条 （略）

2 前項の規定による貸付け及び譲渡に関し必要な事項は、政令で定める。

3 （略）

（区分経理等）

第十七条 (略)

2・3 (略)

- 4 前項の規定による繰入れ及び附則第十一条第一項第四号の規定による助成は 政令で定めるところにより 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じた額の範囲内において行つてものとする
- 一 特定債権に基づく毎事業年度の支払額
 - 二 次項及び第六項の規定による繰入れ(附則第三条第十一項後段の規定によるものを含む) 附則第十一条第一項第四号の規定による償付金(旧事業団法第二十条第一項第三号の規定による償付金及び旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道建設債基金法(平成三年法律第四十六号)以下「旧基金法」といふ) 第二十条第一項第三号の規定による償付金を含む) の償還又は旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金(旧基金法第二十条第六項の協定に基づく寄託金を含む) の返還があつたときは 当該繰入金を 償還金及び返還金の額の合計額
 - 三 当該事業年度における旧事業団法附則第七条第一項の規定により運輸施設整備事業団(以下「事業団」といふ)が承継し せらば 附則第三条第一項の規定により機構が承継した債務の償還及び当該債務に係る利子の支払(これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払並びにこれらに係る管理費その他政令で定める費用の支払を含む 第十九条第一項第一号において「特定債務の償還等」といふ)の確実かつ円滑な実施に要する費用の額並びに日本国有鉄道運営事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百二十六号)に基づいて機構が行つた業務の確実かつ円滑な実施のために附則第三条第十二項の規定により繰り入れる額として政令で定めるところにより算定した額
- 5 機構は 第一項の規定にかかわらず 第二項第一号に掲げる事業(附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法(昭和二十九年法律第三号)以下「旧公団法」といふ) 第十九条第一項第一号に掲げる業務に関する事業であつて 議決法附則第一条の規定による廃止前の新幹線鉄道関係有機構法(昭和六十一年法律第八十九号) 附則第十三条第一項の交付金 旧基金法第二十条第一項第一号の交付金又は旧事業団法第二十条第一項第一号の交付金の交付を受けて行われたものを含む) について 政令で定めるところにより算定される剰余金を生じたときは 当該剰余金の額に相当する金額を建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする
- 6 機構は 第一項の規定にかかわらず 第三項第三号に掲げる事業に要する費用の一部に充てるため同項の規定により繰り入れた金額に相当する金額については 後日 政令で定めるところにより 建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする
- (利益及び損失の処理の特例等)

第十八条 (略)

2・4 (略)

- 5 前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る勘定における運輸法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については 同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは 「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第二項の規定により同項の使途に充てる場

合」とする。

6 (略)

7 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。
(長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券)

第十九条 (略)

7 6 (略)

7 前各項に定めるもののほか、機構債券に関し必要な事項は、政令で定める。
(他の法令の準用)

第二十八条 不動産登記法(明治三十二年法律第十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めることにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。
(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十九条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第八号)の規定の適用については、同法第三十一条第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

(日本鉄道建設公団の解散等)

第三条 (略)

7 8 (略)

9 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

10 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(事業団の解散等)

第三条 (略)

2 機構の成立の際既に事業団が存在する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 7 (略)

8 前条第八項及び第九項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

9・11 (略)

12 旧事業団法第二十條第一項第三号の規定により事業団から公団に対して貸し付けた資金(旧事業団法第二十條第一項第三号の規定により基金から公団に対して貸し付けた資金を含む)のうち機構の成立の日までに償還されていないものの額に相当する金額は 機構の成立の時において助成勘定から建設勘定に繰り入れられたものとみなす。この場合において 機構は 当該繰入金を旧事業団法第二十條第九項に規定する償還条件を勘案して政令で定める方法により、後日 建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

13 機構は 新債務処理法に基づいて自らが行つたこととした業務を確実かつ円滑に実施するため 旧事業団法附則第七條第一項の規定により事業団が承継した公団に対して負担する債務のうち機構の成立の日までに償還されていないもの及び当該未償還の債務に係る利子の額に相当する金額を 旧事業団法附則第七條第五項に規定する償還条件を勘案して政令で定める方法により、助成勘定から新特別業務勘定に繰り入れるものとする。

14 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については 政令で定める。

(本州と北海道を連絡する鉄道施設の貸付けに関する特別措置)

第九條 旧債務処理法附則第六條の規定による廃止前の日本国有鉄道償還事業団法(昭和六十一年法律第九十号)附則第九條第一項に規定する鉄道施設については 機構は 第十三條第一項の規定にかかわらず、政令で定めることにより、これを無償で貸付け、又はその貸付料を減額することができる。

(国の無利子貸付け等)

第十條 (略)

2 前項の国の貸付金の償還期間は 五年(二年以内の措置期間を含む)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は 政令で定める。

4 (略)

5 機構が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

6・7 (略)

(業務の特例)

第十一條 機構は、前分間、第十二條に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一～三 (略)

四 都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は政令で定める大規模な改良に関する事業を行う帝都圏環境整備公団(以下この条及び次条において「公団」といふ)に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

五・六 (略)

7 } 6 (略)

7 第二項第四号の規定による貸付金の償還に関し必要な事項は 政令で定める

8 } 10 (略)

(政令への委任)

第二十一条 附則第二十条から第十五条まで 第十七条 前条及び第二十条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は 政令で定める

独立行政法人運創法(平成十一年法律第百三号)(抄)

(設立委員)

第十五条 主務大臣は 設立委員を命じて 独立行政法人の設立に関する事務を処理させる

2 (略)

(中期目標)

第二十九条 (略)

2 中期目標においては 次に掲げる事項について定めるものとする

1 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいふ。以下同じ。)

1丁五 (略)

3 (略)

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は 毎事業年度 損益計算において利益を生じたときは 前事業年度から繰り越した損失をこめ、なお残存があるときは その残存の額は 積立金として整理しなければならない。ただし 第三項の規定により同項の用途に充てる場合は この限りでない。

2 独立行政法人は 毎事業年度 損益計算において損失を生じたときは 前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは その不足額は 繰越欠損金として整理しなければならない。

3 } 5 (略)

日本国有鉄道運営事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百二十六号)(抄)

(投置)

第二十一条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、機構の委託により第十二条第一項及び第二項に規定する業務（以下「特別業務」といふ。）の一部を行つた事業並びに特別業務と密接に関連する事業で特別業務の性質を遂行に類するものに投置する事ができる。

2 (略)

(特別の勸定)

第二十七条 機構は、特別業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勸定を設けて整理しなければならない。

2・3 (略)

附 則

(日本国有鉄道運営事業団法の廃止)

第六条 日本国有鉄道運営事業団法は、廃止する。

日本国有鉄道運営事業団法（昭和六十一年法律第九号）（抄）

附 則

(日本鉄道建設公団の鉄道施設に係る資産及び債務の承継等)

第九条 (略)

2 事業団は、次に掲げる場合には、日本鉄道建設公団の長期借入金及び鉄道建設債券に係る債務のつとを、当該鉄道施設の建設に係る部分として運輸大臣が定めるものを承継するものとする。

一 本州と北海道を連絡する鉄道に係る鉄道施設であつて運輸大臣が定めるものが鉄道事業の用に供されることとなつたとき。

二・三 (略)

3・4 (略)

日本鉄道建設公団法（昭和二十九年法律第三号）（抄）

(鉄道施設の建設等の指示)

第二十二條 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による申出があつた場合において、当該建設又は大改正が大都市圏（政令で定める大都市及びその周辺の地域をいふ。）における輸送力の増強のため緊急に必要であり、又は政令で定める建設若しくは大改正に該当するものとして特に必要であり、かつ、公団が行つては適

当てるし認めるときは 工事実施計画を定め これを公団に指示するものとする。これを発令するときは 同様とする。

3・4 (略)

(鉄道施設の貸付け等)

第二十三条 公団は 政令で定めるところにより 鉄道事業者又は軌道経営者に対し 有償で 第十九条第一項第一号若しくは第四号の規定により建設した鉄道施設若しくは軌道施設を貸付け 若しくは譲渡し 又は同号の規定により大改良をした鉄道施設若しくは軌道施設を譲渡し 若しくは引き渡すものとする。

2 (略)

(借入金及び鉄道建設債券)

第二十九条 公団は 国土交通大臣の認可を受けて 長期借入金若しくは短期借入金をし 又は鉄道建設債券(以下「債券」といふ)を発行するに於て する。

3・8 (略)

運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十二号)(抄)

(業務の範囲等)

第二十条 事業団は 第一条の目的を達成するため 次の業務を行つて

一 (略)

二 新幹線鉄道の輸送力の増強を図るために必要な鉄道施設の大規模な改良で政令で定めるものに関する事業を行つて鉄道事業者に対し 当該事業に要する費用に充てるための長期かつ低利の資金の調達を行うこと。

三 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は政令で定める大規模な改良に関する事業を行つて日本鉄道建設公団(当該事業につき 日本鉄道建設公団法(昭和二十九年法律第三号)第二十二條第一項の国土交通大臣の指示があつた場合に限る。次項第三号において同じ)又は都府県圏域交通公団に対し 当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

四十七 (略)

3・6 (略)

7 事業団は 第一項第三号に掲げる業務については 日本政策投資銀行と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し これに従つてその業務を行つて する。

一 事業団は 日本政策投資銀行に対し 第一項第三号の調達に必要な資金を無利子で借入すること。

- 一 日本政策投資銀行は、事業団が推薦した第一項第三号の事業を行つて鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てるための長期かつ低利の資金の貸付けを行つこと
- 三 第一号の貸付の条件に関する事項及び前号の貸付けの条件の基準に関する事項
- 四 その他国土交通省令で定める事項

8・9 (略)

(借入金及び運輸施設整備事業団債券)

第二十条 事業団は、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は運輸施設整備事業団債券(以下「事業団債券」といふ)を発行することができる。ただし、長期借入金の借入れ及び事業団債券の発行は、次の各号のいずれかの場合に限りに行つことができる。

- 一 第二十条第一項第四号から第九号まで及び第十一号から第十六号までの業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項の業務を行つたために必要がある場合
- 二 特定債務の償還を行つたために必要な場合

78 (略)

附 則

(鉄道整備基金の解散等)

第七条 鉄道整備基金(以下「基金」といふ)は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

76 (略)

(船舶整備公司法及び鉄道整備基金法の廃止)

第十五条 次の法律は、廃止する。

- 一 船舶整備公司法
- 二 鉄道整備基金法

鉄道整備基金法(平成三年法律第四十六号)(抄)

(業務の範囲等)

第二十条 基金は、第一条の目的を達成するため、次条第一項の規定に基づいて運輸大臣が定める業務実施方針に従つて、次の業務を行つて

一・二 (略)

三 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は政令で定める大規模な改良に関する事業を行う公司(当該事業につき 日本鉄道建設公団法(昭和二十九年法律第三号)第三十一条第一項の運輸大臣の指示があった場合に限る。次項第三号において同じ。)又は帝都圏圏域鉄道公団に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること

四 (略)

3・5 (略)

6 基金は 第一項第三号に掲げる業務については 日本開発銀行と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする

一 基金は 日本開発銀行に対し 第一項第三号の融通に必要な資金を無利子で貸付すること

二 日本開発銀行は 基金が推薦した第一項第三号の事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てるための長期かつ低利の資金の貸付けを行うこと

三 第一号の貸付の条件に関する事項及び前号の貸付けの条件の基準に関する事項

四 その他運輸法令で定める事項

7・8 (略)

附 則

(基金の成立等)

第四条 (略)

2 譲渡法附則第二条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法(以下「旧機構法」といふ。)附則第五條第一項の規定により譲渡法第五條第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構(以下「旧機構」といふ。)が日本国有鉄道運営事業団に対して負担した債務のうち前項の規定により基金が承継するものの償還 当該債務に係る利子の支払その他の当該基金が承継する債務の負担に関し必要な事項は 政令で定める

3・8 (略)

造船業基盤整備事業協会法施行令(昭和五十二年政令第二百七十二号)(抄)

(他の法令の準用)

第二条 次の法令の規定については 造船業基盤整備事業協会を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する

一 不動産登記法(明治二十二年法律第十四号)第三十五條第二項 第三十八條の 一 から第三十一條まで 第三十五條第三項及び第六十一條

二 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第七十八條第一項

三 登記手数料令（昭和二十四年政令第百四十号）第七条

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合には、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

不動産登記法第三十五条第二項	命令又は規則以上指定せられたる官庁又は公署の職員	造船業真鍮鑿権事業協会へ会長を指定し、其の旨を官報により公告したる造船業真鍮鑿権事業協会へ役員又は職員
登記手数料令第七条	国又は地方公共団体の職員	造船業真鍮鑿権事業協会の役員又は職員

全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）（抄）

（営業主体及び建設主体の指名）

第六条 国土交通大臣は、建設線について、その営業を行う法人（以下「営業主体」といふ）及びその建設を行う法人（以下「建設主体」といふ）を指定することができる。

2・6 （略）

（建設線の建設の指示）

第八条 国土交通大臣は、前条の規定により整備計画を決定したときは、建設主体に対し、整備計画に基づいて当該建設線の建設を行つべきことを指示しなければならない。整備計画を変更したときも、同様とする。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年政令第百八十八号）（抄）

（会社の目的及び事業）

第一条 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」といふ）は、旅客鉄道事業及びこれに附帯する事業を営むることを目的とする株式会社とする。

2・3 （略）

不動産登記法（明治三十二年法律第三十四号）（抄）

第二十五条 登記八法律二同段ノ定アル場合ニテ除ク外前書者ノ申請又ハ官庁若クハ公署ノ囑託アルニ非サルハ之ヲ為スコトヲ得ズ
（略）

第二十八条ノ二 滞納処分ニ因リ差押ノ登記ヲ囑託スル場合ニ 於テ必要アルトキハ官庁又ハ公署ハ登記申請人又ハ相続人ニ代ハリ不動産ノ表示若クハ登記

名義人の表示ノ変更又ハ相続ニ因ル権利移転ノ登記ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第二十八条ノ三 第四十六条ノ二 第五十一条第三項 第六十条ノ二 及び第六十五条ノ規定ハ前条ノ登記ニ之ヲ準用ス

第二十九条 官庁又ハ公署ハ登記権利者ノ請求アリタルトキハ滞滞ナク囑託書ニ公売処分ニ因ル権利移転ヲ証スル書面ヲ添附シテ左ノ登記ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

- 一 公売処分ニ因ル権利移転ノ登記
- 二 公売処分ニ因リ消滅シタル権利ノ登記ノ抹消
- 三 滞納処分ニ関スル差押ノ登記ノ抹消

第三十条 官有不動産又ハ地方公共団体ノ所有ニ係ル不動産ニ関スル権利ニ付キ為スルキ登記ハ登記権利者ノ請求ニ因リ官庁若クハ公署ヨリ滞滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ証スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第三十一条 官庁又ハ公署力不動産ニ関スル権利ヲ取得シタルトキハ其ノ権利ニ付キ為スルキ登記ハ其官庁又ハ公署ヨリ滞滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ証スル書面及シ登記義務者ノ承諾書ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

官庁又ハ公署力取得シタル不動産ニ関スル権利ノ変更又ハ処分ノ制限ニ付キ為スルキ登記ハ官庁又ハ公署力登記権利者ナルトキハ職権ヲ以テ、登記義務者ナルトキハ登記権利者ノ請求ニ因リ官庁又ハ公署ヨリ滞滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ証スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス但官庁又ハ公署力登記権利者ナルトキハ登記義務者ノ承諾書ヲ添付スルコトヲ要ス

官庁又ハ公署力取得シタル不動産ニ関スル権利ノ消滅ノ登記ハ登記権利者ノ請求ニ因リ官庁又ハ公署ヨリ滞滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ証スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第三十五条 (略)

(略)

官庁ノ所營ニ屬スル不動産ニ関スル権利ニ付キ登記ヲ囑託スル場合ニ於テ命令又ハ規則ヲ以テ指定セラルタル官庁又ハ公署ノ職員ハ第一項第五号ニ掲ケタル書面ヲ提出スルコトヲ要セズ

第六十一条 官庁又ハ公署力登記権利者ノ為メニ登記ヲ囑託シタル場合ニ於テ登記所ヨリ登記済証ノ還付ヲ受ケタルトキハ滞滞ナク之ヲ登記権利者ニ交付スルコトヲ要ス

第一百六条 (略)

官庁又ハ公署力起業者ナルトキハ其官庁又ハ公署ハ滞滞ナク前項ノ登記ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第四十八条 第一百六条ノ規定ハ土地又ハ建物ニ関スル所有権以外ノ権利ノ収用ニ因ル権利消滅ノ登記ニ之ヲ準用ス

建物ノ収用ニ因ル所有権移転ノ登記又ハ前項ノ登記ノ申請又ハ囑託アリタル場合ニ於テ其登記ヲ為スルキ建物又ハ同項ノ権利ノ目的トスル所有権ノ

登記以外ノ権利ニ関スル登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

船舶登記規則(明治三十二年勅令第百七十号)(抄)

第一条 不動産登記法(明治三十二年法律第百四十四号)第二条乃至第七条 第九条乃至第十二条 第十九条乃至第二十五条 第二十六条 第二十七条 第二十八条第二項 第二十八条ノ二乃至第三十五条 第三十八条乃至第四十二条 第四十二条第一項 第四十四条乃至第四十八条 第四十九条第一号乃至第九号及び第十一号 第五十一条第二項及び第三項 第五十二条乃至第五十五条 第五十六条第一項即段 第五十七条乃至第五十九条 第五十九条ノ二第三項 第六十条乃至第六十一条 第六十二条乃至第六十六条 第六十七条即段 第六十八条乃至第七十七条 第百五条 第百八条乃至第百十条ノ十一 第百十七条 第百十九条乃至第百十九条ノ八 第百二十条乃至第百二十五条 第百二十六条第一項乃至第二項 第百二十七条 第百二十八条第一項 第一項即段及び第三項 第百三十二条 第百三十四条 第百三十五条 第百三十五条ノ二 第百四十一条乃至第百四十五条 第百四十六条第一項即段 第百四十六条ノ二乃至第百四十六条ノ五 第百四十七条並ニ第百四十九条乃至第百五十七条ノ二ノ規定ハ船舶ノ登記ニ之ヲ適用ス

建築基準法(昭和二十五年法律第百一号)(抄)

(国 都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認 検査又は是止措置に関する手続の特例)

- 第十八条 国 都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の敷地については 第六条から第七条の六まで 第九条から第十条まで及び第九十条の二の規定は 適用しない。この場合においては 次項から第十四項までの規定に定めることによる。
- 2 第六条第一項の規定によつて建築し 又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築物の建築主が国 都道府県又は建築主事を置く市町村である場合においては 当該国 都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者(以下この条において「国の機関の長等」といふ。)は 当該事に着手する前に その計画を建築主事に通知しなければならない。
- 3 建築主事は 前項の通知を受けた場合においては 第六条第四項に定める期間内に 当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定(第六条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築 大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に掲げる建築物の建築)について通知を受けた場合にあつては 同項の規定により読み替へて適用される第六条第一項に規定する建築基準関係規定(以下この項において同じ。)に適合するかどうかを審査し 審査の結果に基づいて 建築基準関係規定に適合することを認めたとおつては 当該通知をした国の機関の長等に対して確認済証を交付し 建築基準関係規定に適合しないことを認めたとおつては 又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定するに足りぬ理由があるとおつてはその旨及び理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関の長等に対して交付しなければならない。
- 4 第一項の通知に係る建築物の建築 大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は 前項の確認済証の交付を受けた後にならなければならない。
- 5 国の機関の長等は 当該事を完了した場合においては その旨を 工事が完了した日から四日以内に到達するものとして 建築主事に通知しなければならない。

らぬ。

- 6 建築主事が前項の規定による通知を受けた場合においては、建築主事等は、その通知を受けた日から七日以内、その通知に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定（第七条の五に規定する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の上昇について通知を受けた場合においては、第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する建築基準関係規定、以下この条において同じ。）に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- 7 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めたとせば、国の機関の長等に対して検査済証を交付しなければならない。
- 8 国の機関の長等は、当該工事が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その旨を、その日から四日以内に到達するよう、建築主事に通知しなければならない。
- 9 建築主事が前項の規定による通知を受けた場合においては、建築主事等は、その通知を受けた日から四日以内、当該通知に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。
- 10 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するを認めたとせば、国土交通省令で定めることにより、国の機関の長等に対して中間検査合格証を交付しなければならない。
- 11 第七条の二第六項の規定により特定行政庁が指定する特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による中間検査合格証の交付を受けた後でなければこれを施工してはならない。
- 12 建築主事等は、第九項の規定による検査において建築基準関係規定に適合するを認められた工事中の建築物等について、第六項又は第七項の規定による検査をするときは、同項の規定による検査において建築基準関係規定に適合するを認められた建築物の部分及びその敷地については、これらの規定による検査をする必要はない。
- 13 第六条第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び屋敷を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の上昇、避難施設等に関する工事を全引ものをする場合においては、第七項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用せらるるはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用せらるることとなる。
 - 一 特定行政庁（第五項の規定による通知があつた後においては、建築主事）が、安全上、防火上又は避難上支障がないと認めて仮使用の承認をしたとき
 - 二 第五項の規定による通知をした日から十日を経過したとき

14 特定行政庁は 国 都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物又は建築物の敷地が第九条第一項 第十条第一項又は第九十条の二第一項の規定に該当すると認められる場合においては 直ちに その旨を当該建築物又は建築物の敷地を管理する機関の長に通知し これらの規定に掲げる必要な措置を採るべきことを要請しなければならない

(用途の変更に対するこの法律の準用)

第八十七条 建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合(当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く)においては 同条(第三項を除く) 第六条の二 第六条の三(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る) 第七条第一項及び第十八条第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において 第七条第一項中「建築主事の検査を申請しなければならない」とあるのは「建築主事に届け出なければならない」と読み替えるものとする

2・3 (略)

(建築設備への準用)

第八十七条の二 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては 同項(前条第一項において準用する場合を含む)の規定による確認又は第十八条第一項(前条第一項において準用する場合を含む)の規定による通知を要する場合を除き 第六条(第三項を除く) 第六条の二 第六条の三(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る) 第七条 第七条の二 第七条の三 第七条の四 第七条の五(第六条の三第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る) 第七条の六 第十八条(第十四項を除く) 及び第八十九条から第九十条の二までの規定を準用する。この場合において 第六条第四項中「同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から一十一日以内に 同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする

(工作物への準用)

第八十八条 煙突 圧入塔 高梁水櫃 擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機 ウォーターシフト 飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの(以下この項において「昇降機等」といふ)については 第三条 第六条(第三項を除くものとし 第一項及び第四項は 昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分 その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る) 第六条の二 第六条の三(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る) 第七条 第七条の二 第七条の三 第七条の四 第七条の五(第六条の三第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る) 第八条から第十一条まで 第十二条第二項から第六項まで 第十三条 第十八条(第十二項を除く) 第十九条 第二十条 第二十一条 第二十三条 第二十四条第一項 第二十六条中第二十二條及び第二十四条第一項に関する部分 第二十七条 第四十条 第二章の二(第六十八条の二第三項については 同項に規定する建築物以外の認証制許部材等に係る部分に限る) 前条 次条並びに第九十条の規定を 昇降機等については 第七条の六 第十二条第一項及び第二項並びに第十八条第十二項の規定を準用する

2 製造施設 貯蔵施設 遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては 第三條 第六條(第三項を除くものとし 第一項及び第四項は 第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る) 第六條の二 第七條 第七條の二 第七條の六から第九條の三まで 第十一條 第十一條第三項から第六項まで 第十二條 第十八條(第八項から第十一項までを除く) 第四十八條から第五十一條まで 第六十條の二第三項 第六十八條の二第一項及び第五項 第六十八條の三第六項 第八十六條の七中第四十八條第一項から第十一項までに関する部分 第八十七條第一項中第四十八條第一項から第十一項まで 第四十九條から第五十一條まで 第六十條の二第三項並びに第六十八條の二第一項及び第五項に関する部分 第八十七條第二項中第四十八條第一項から第十一項まで 第四十九條から第五十一條まで並びに第六十八條の二第一項及び第五項に関する部分 前條 次條 第九十一條 第九十二條の二並びに第九十三條の二の規定を準用する。この場合において 第六十條第一項及び別表第一中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と 第六十八條の二第一項中「敷地 構造 建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3 第三條 第八條から第十二條まで並びに第十八條第一項及び第十四項の規定は 第六十六條に規定する工作物について準用する。

4 (略)

(工事現場の危害の防止)

第九十條 (略)

2 (略)

3 第三條第一項及び第二項 第九條(第十二項及び第十四項を除く) 第九條の二 第九條の三(設計者及び土地建物取引業者に係る部分を除く)並びに第十八條第一項及び第十四項の規定は 第二項の工事の施工について準用する。

港灣法(昭和十五年法律第百十八号)(抄)

(港灣区域内の工事等の許可)

第三十七條 (略)

2 (略)

3 国又は地方公共団体が 第二項の行為をしようとする場合には 第二項中「港灣管理者の許可を受け」とあるのは「港灣管理者と協議し」と 前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」と読み替えるものとする。

4~6 (略)

(臨港地区内における行為の届出等)

第三十八條の二 臨港地区内において 次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は 当該行為に係る工事の開始の日から六十日を超えない 国土交通省令で定めることにより その旨を港灣管理者に届け出なければならぬ。但し 第三十七條第一項の許可を受けた者が当該許可に係る行為をしようとする

るとき、又は同条第三項に掲げる者が同項の規定による港灣管理者との協議の調つた行為をしなかつたときは、この限りでない。

一 水域施設 運河、用水きよみ又は排水きよみの建設又は改良

二 次に掲げる工場等の敷地内の廃棄物処理施設（もつぱら当該工場等において発生する廃棄物を処理するためのものに限る。）以外の廃棄物処理施設を政令で定めるものの建設又は改良

三 工場又は事業場等 一の団地内における作業場の床面積の合計又は工場若しくは事業場の敷地面積が政令で定める面積以上であるもの（以下「工場等」といふ。）の新設又は増設

四 前二号に掲げるものを除き、港灣の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める施設の建設又は改良

三〇（略）

九 第三十七条第三項に掲げる者は、第一項各号に掲げる行為（同項但書に掲げる行為を除く。）をしなかつたときは、同項の規定による届出の例により、その旨を港灣管理者に通知しなければならない。その通知した事項を変更しなかつたときは、第四項の規定による届出の例により、その旨を港灣管理者に通知しなければならない。

一〇 港灣管理者は、前項の規定による通知があつた場合において、当該通知に係る行為が第七項各号に掲げる業務に適合しないと認めるときは、その通知を受けた日から六十日以内限り、その通知をした者に対し、その通知に係る行為に関し計画の変更その他の必要な措置をとることを要請することができる。

（禁止行為等）

第四十三條の八（略）

二・三（略）

四 第三十七条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

土地収用法（昭和二十六年法律第百十九号）（抄）

（事業の準備のための立入権）

第十一条 第三條各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入り測量又は調査をする必要がある場合においては、起業者は、事業の種類並びに立ち入ることとする土地の区域及び期間を記載した申請書を当該区域を管轄する都道府県知事に提出して立入の許可を受けなければならない。但し、起業者が国又は地方公共団体であるときは、事業の種類並びに立ち入ることとする土地の区域及び期間を都道府県知事におらかじめ通知するしをもつて足り、許可を受けることを要しない。

三四（略）

(証書等の携帯)

第十五条 第十一条第三項の規定によつて他人の占有する土地に立ち入つてする者は、その身分を示す証書及び都道府県知事の許可証(起業者が国又は地方公共団体である場合を除く)を携帯しなければならない。

3・4 (略)

(事業の認定に関する処分を行う機関)

第十七条 事業が次の各号の一に掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行つて

一 国又は都道府県が起業者である事業

一丁四 (略)

2・3 (略)

(土地の管理者及び関係行政機関の意見の聴取)

第二十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行つてする場合において、第十八条第三項の規定により審査書の添附がなかつたとき、その他必要があると認めるときは、起業者が所在する土地の管理者又は当該事業の施行について関係のある行政機関若しくはその地方支分部局の長の意見を求めなければならない。ただし、土地の管理者については、その管理者を確認する事ができなかつたとき、その他の意見を求める事ができなかつたときは、この限りでない。

2 事業の施行について関係のある行政機関又はその地方支分部局の長は、事業の認定に関する処分について、国土交通大臣又は都道府県知事に対し意見を述べることができる。

(着地による補償)

第八十二条 (略)

3・4 (略)

5 第三項の規定による処分があつた場合において、国又は地方公共団体である起業者は、地方公共団体又は国の所有する土地で、公田又は公田用に供し又は供するものとして決定したものの以外のものであつて、且つ、着地として相対し認めるものがあるときは、その譲渡のあつた後、収用委員会に申請する事ができる。

6 前項の規定による申請があつた場合において、収用委員会はその申請を相対し認めるときは、国又は地方公共団体に対し、着地として相対し認めるものの譲渡を勧告する事ができる。

7 (略)

(耕地の造成)

第八十三条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において 起業者が国以外の者であるときは 収用委員会は 必要があると認めるときは 同時に起業者が耕地の造成のための担保を提供しなければならない旨の裁決をすることが出来る

4~7 (略)

(工事の代行による補償)

第八十四条 (略)

2 (略)

3 前条第三項から第七項までの規定は 前項の場合に準用する。この場合において 同条第三項及び第五項中「耕地の造成」とあるのは「工事の代行」と読み替へるものとする

(非常災害の際の土地の使用)

第二百一十二条 非常災害に際し公共の安全を保持するため第二十条各号の1に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては 起業者は 事業の種類 使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け 直ちに 他人の土地を使用することが出来る。但し 起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が 起業者が都道府県であるときは都道府県知事が 事業の種類 使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもちてのみ 許可を受けることを要しない

3~4 (略)

(手数料)

第二百一十五条 第十八条の規定によつて国土交通大臣に対して事業の認定を申請する者は 国に手数料を助金して政令で定める額の手料を納付しなければならない。ただし その者が国又は都道府県であるときは この限りでない

2 (略)

(権利 物件及び土石砂れきの収用又は使用に関する準用規定)

第二百一十八条 第十条 第二章 第四章 第五章第一節 第六章(第七十六条及び第八十一条を除く) 第七章(第九十条及び第九十五条を除く) 第八章から第十章まで及び第二百一十六条の規定は 第五条に掲げる権利若しくは第六条に掲げる土木 建物その他土地に定着する物件を収用し 又は使用する場合又は第七条に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。ただし 次の各号に掲げる場合においては 第六章及び第七章の規定中それぞれ当該各号に掲げる規定は 準用しない

1 第五条第一項第二号に掲げる権利若しくは第三号 同項第三号若しくは第四号若しくは同条第三項若しくは第四項に掲げる権利又は第六条に掲げる

立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合 第八十二條及び第八十三條

一 第七條に規定する土地に屬する土石砂れきを収用する場合 第七十二條 第八十條の一 第八十二條 第八十三條 第九一條から第九五條の三まで
及び第九五條

2・3 (略)

森林法(昭和二十六年法律第三四十九号)(抄)

(開墾行為の許可)

第十條の一 地域森林計画の対象となつてゐる民有林(第二十五條又は第二十五條の一の規定により指定された保安林並びに第四十一條の規定により指定された保安施設地区の区域内及び濶野法(昭和三十一年法律第百一号)第三條の規定により指定された濶野保全区域内の森林を除く)において開墾行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいふ。以下同じ)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従ひ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行なつ場合

二・三 (略)

2・6 (略)

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄)

(国の行つ道路の占用の特例)

第三十五條 国の行つ事業のための道路の占用については、第三十二條第一項及び第三項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同條第三項各号に掲げる事項及び第三十九條に規定する用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。

都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)(抄)

(国の行つ都市公園の占用の特例)

第九條 国の行つ事業のため、第七條各号に掲げる作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用する場合においては、国と公園管理者との協議が成立することをもち、第六條第一項又は第二項の許可があつたものとみなす。

(公園予定地等)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域内にある土地について権原を取得した後においては、第一條の二、第四條、第五條、第六條から第十一條まで、第十三條、第十四條、第十八條の及び前條の規定は、当該土地(以下「公園予定地」といふ)又は当該公園予定地に設けられる施設は公園施設となるべきもの(以下「予定公園施設」といふ)について準用する。

4・5 (略)

自然公園法(昭和二十一年法律第六十一号)(抄)

(国に對する特例)

第五十六条 国の機関が行つ行為については、第十三條第三項、第十四條第三項、第十五條第三項第六号又は第二十四條第三項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国定公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に協議しなければならない。

2 都道府県知事は、国定公園について前項の規定による協議を受けた場合において、当該協議に係る行為が当該国定公園の風致又は景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境法令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 国の機関は、第十三條第六項から第八項まで、第十四條第六項若しくは第七項、第二十四條第六項若しくは第七項又は第二十六條第一項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、国定公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

4 環境大臣又は都道府県知事は、第二十六條第一項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要であると認めるときは、当該国の機関に対し、風景の保護のために執るべき措置について協議を求めることができる。

(協議等)

第六十六条 (略)

2 都道府県が第六十条第一項の規定に基づき条例で都道府県立自然公園の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関が行つ行為に関する特例については、第五十六条の規定の例による。

公営用地の取得に関する特別措置法（昭和二十六年法律第百五十四号）（抄）

（手数料）

第五条 前条第一項の規定によつて特定公営事業の認定を申請する者は 手数料を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。ただし これらの者が国又は都道府県であるときは この限りでない。

（特定公営事業の認定の手続）

第八条 土地収用法第三十一条から第三十五条までの規定は 特定公営事業の認定を行つた場合に準用する。この場合において 同法第三十一条第一項中「第十八条第三項」とあるのは「公営用地の取得に関する特別措置法第四十二条第二項」と 同法第三十四条第一項中「第十条」とあるのは「公営用地の取得に関する特別措置法第七条」と読み替へるものとする。

（権利 物件及び土石砂れまの収用又は使用に関する準用規定）

第四十五条 第二章 第三章（第三十一条を除く） 第四十一条から第四十二条まで及び前条の規定は 土地収用法第五条に掲げる権利若しくは同法第六条に掲げる立木 建物その他土地に定着する物件を収用し 若しくは使用する場合又は同法第七条に規定する土石砂れまを収用する場合に準用する。この場合において必要な技術的調査等は 政令で定める。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）（抄）

（歴史的風土保存区域内における行為の届出）

第七条 （略）

2 （略）

3 国の機関は 第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは あらかじめ府県知事にその旨を通知しなければならない。

（特別保存地区内における行為の制限）

第八条 （略）

3 7 （略）

8 国の機関が行なつた行為については 第一項の許可を受けることを要しない。この場合において 当該国の機関は その行為をしようとするときは あらかじめ府県知事に協議しなければならない。

首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百二号）（抄）

（特別保存地区内における行為の制限）

第八条 (略)

2 (略)

3 前条の法律により、市町村の区域を区分して、以上の特別保存地区が定められたときは、前項の政令は、その区分の目的に応じてそれぞれ特別保存地区ごとに定めることができる。

4～8 (略)

流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)(抄)

(流通業務施設の建設義務)

第二十七条 施行者から流通業務施設を建設すべき敷地を譲り受けた者(その承継人を含むものとし、国、地方公共団体その他政令で定める者を除く。)は、施行者が定めた期間内に、国土交通省令で定めるところにより、流通業務施設の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、施行者の承認を受け、当該計画に従つて流通業務施設を建設しなければならない。

2 (略)

(造成敷地等に関する権利の処分の制限)

第二十八条 第二十条第一項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成敷地等又は造成敷地等である敷地の上に建設された流通業務施設又は公営施設に関する所有権、地上権、質権、使用収益による権利又は質権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りではない。

一 当事者の一方又は双方が国、地方公共団体その他政令で定める者である場合

一丁五 (略)

2・3 (略)

近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百二号)(抄)

(近郊緑地保全区域における行為の届出)

第九条 (略)

2 (略)

3 国の機関は、第一項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、府県知事とその旨を通知しなければならない。

4 (略)

都市計画法(昭和四十二年法律第六号)(抄)

(開発行為の許可)

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通大臣令で定めることにより、都道府県知事(地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第一百五十一条の十九条一項の指定都市、同法第一百五十一条の二十一条一項の中核市又は同法第一百五十一条の二十六の二第二項の特例市(以下「指定都市等」といふ)の区域内においては、当該指定都市等の長(以下「総」といふ))の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一 三 (略)

四 国、都道府県、指定都市等、地方自治法第一百五十一条の十七の二第一項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下この節において「事務処理市町村」といふ)、都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、後援事務組合若しくは准務団又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団が行つて開発行為

五 十一 (略)

2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成するといふまれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通大臣令で定めることにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一 (略)

二 前項第三号から第五号まで及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

3 (略)

(変更の許可等)

第二十五条の二 開発許可を受けた者は、第二十条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第二十九条第一項の許可に係るものにおいては、同項各号に掲げる開発行為、同条第二項の許可に係るものにおいては、同項の政令で定める規模未満の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するときは、又は国土交通大臣令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

3 5 (略)

(開発許可を受けた土地における建築等の制限)

第四十二條 (略)

2 国が行なつた行為については 当該国の機関と都道府県知事との協議が成立することをもちて 前項ただし書の規定による許可があつたものとみなす。
(開発許可を受けた土地以外の土地における建築書の制限)

第四十三條 何人も 市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては 都道府県知事の許可を受けなければ 第十九条第一項第三号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物を新築し 又は第一種特定作物を新設してはならず、また 建築物を改築し 又はその用途を変更して同項第三号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし 次に掲げる建築物の新築 改築若しくは用途の変更又は第一種特定作物の新設については この限りでない。

1 国又は第十九条第一項第四号に規定する地方公共団体若しくは港務局が行つた建築物の新築 改築若しくは用途の変更又は第一種特定作物の新設
以下六 (略)

2 (略)

(建築書の制限)

第五十二條の一 (略)

2 第四十二條第一項の規定は 前項の規定による許可について準用する。

3 (略)

(建築の許可)

第五十三條 (略)

2 第四十二條第一項の規定は 前項の規定による許可について準用する。

3 (略)

(建築書の制限)

第五十七條の三 施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築その他作物の建設については 第五十一條の一第一項及び第二項の規定を準用する。

2 (略)

(建築書の届出等)

第五十八條の一 地区計画の区域(第十一條の五第四項第三号に規定する施設の配置及び規模が定められている市開発促進区又は地区整備計画が定められている区域に限る)内において 土地の区画形質の変更 建築物の建築その他法令で定める行為を行つておつた者は 当該行為に着手する日の二十日前までに 国土交通大臣令で定めるところにより 行為の種類 場所 設計又は施行方法 着手予定日その他国土交通大臣令で定める事項を市町村長に届け

出なければならない。ただし 次に掲げる行為については この限りでない。

一・二 (略)

三 国又は地方公共団体の行う行為

五 (略)

2 4 (略)

(遊休土地である旨の通知)

第五十八條の六 市町村長は 遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についての第二十条第一項(第二十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による告示の日の翌日から起算して二年を経過した後において 当該遊休土地転換利用促進地区内の土地を所有している者のその所有に係る土地(国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十号)第三十八条第一項の規定による通知に係る土地及び国又は地方公共団体若しくは準務官の所有する土地を除く)が次に掲げる要件に該当すると認めるときは 国土交通大臣令で定めることにより 当該土地の所有者(当該土地の全部又は一部について地上権その他の政令で定める使用又は収益を目的とする権利が設定されているときは 当該権利を有している者及び当該土地の所有者)に当該土地が遊休土地である旨を通知するものとする。

一 その土地が十平方メートル以上の一団の土地であること

二 その土地の所有者が当該土地を取得した後 二年を経過したものであること

三 その土地が住宅の用 事業の用に供する施設の用その他の用途に供されていないことその他の政令で定める要件に該当するものであること

四 その土地及びその周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図るため 当該土地の有効かつ適切な利用を特に促進する必要があること

2 (略)

(施行者)

第五十九條 (略)

2 (略)

3 国の機関は 国土交通大臣の承認を受け 国の利益に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができる。

4 国の機関 都道府県及び市町村以外の者は 事業の施行に関して行政機関の免許 許可 認可等の処分を必要とする場合においてこれらの処分を受けているとき その他特別な事情がある場合においては 都道府県知事の認可を受けて 都市計画事業を施行することができる。

5 7 (略)

(事業計画の変更)

第六十三條 第六十条第一項第三号の事業計画を変更しようとする者は 国の機関におつては国土交通大臣の承認を 都道府県及び第一号(注)を登記簿に

して施行する市町村にあつては国土交通大臣の認可を、その他の者にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、設計の概要について国土交通省令で定める軽易な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 (略)

(建築等の制限)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 第四十一条第一項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

(報告、勧告、援助等)

第八十条 国土交通大臣は国の機関以外の施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村又はこの法律の規定による許可、認可若しくは承認を受けた者に対し、指定都市等の長はこの法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2 (略)

林業権用法(昭和四十五年法律第八十九号)(抄)

(国等に關する特例)

第三十一条 国が所有する若しくは管理する採取源については第六条の規定、国、都道府県又は独立行政法人林業権センターが行つた生産事業及び配布事業については第十条から第十七条まで、第十九条、第二十六条、第二十九条及び三十二条から第三十五条までの規定は、適用しない。

2 国の機関が行なつた行為については、第七条第一項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

3 国の機関は、第七条第二項又は第三項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)(抄)

(国等に關する特例)

第二十一条 国の機関又は地方公共団体が行つた行為については、第十七条第一項ただし書又は第十九条第二項第五号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国の機関にあつては環境大臣に協議し、地方公共団体

にあつては環境大臣に協議しその同意を得なければならない。

2 国の機関又は地方公共団体は 第十七条第三項の規定により届出を要する行為をしたときは 同項の規定による届出の例により 環境大臣にその旨を通知しなければならない。

(特別地区)

第二十五条 (略)

2、9 (略)

10 次の各号に掲げる行為については 第四項及び第七項の規定は 適用しない。

一 (略)

二 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち 自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境法令で定めるもの

三 (略)

(野生動植物保護地区)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 何人も 野生動植物保護地区内においては 当該野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む)を捕獲し 若しくは殺傷し 又は採取し 若しくは損傷してはならない。ただし 次の各号に掲げる場合は この限りでない。

一～三 (略)

四 法令に基づいて国又は地方公共団体が行つた行為のうち 自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境法令で定めるものを行つたためとする場合

五・六 (略)

4 (略)

(海中特別地区)

第二十七条 (略)

2、8 (略)

9 次の各号に掲げる行為については 第二項及び第六項の規定は 適用しない。

一 (略)

一 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち 自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもの環境法令で定めるもの

三 (略)

(普通地区)

第二十八条 (略)

35 (略)

6 次の各号に掲げる行為については 第二項から第三項までの規定は 適用しない

一・二 (略)

三 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち 自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもの環境法令で定めるもの

四・五 (略)

(準用)

第二十条 第十八条の規定は自然環境保全地域の区域内における行為に対する法令について 第二十一条の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行なう行為について それぞれ準用する。この場合において 第十八条第一項中「前条第一項の規定に違反し 又は同条第一項の規定により許可に附せられた条件」とあるのは「第二十五条第四項 第二十六条第二項若しくは第二十七条第二項の規定に違反し 若しくは第二十五条第五項 第二十六条第四項若しくは第二十七条第四項において準用する第二十七条第一項の規定により許可に附せられた条件に違反した者 第二十八条第一項の規定による罰金を支払ふ 同項各号に掲げる行為をした者又は同条第一項の規定による処分」と 第二十一条第一項中「第二十七条第一項ただし書又は第二十九条第二項第五号」とあるのは「第二十五条第四項 第二十六条第二項第六号又は第二十七条第二項」と 同条第一項中「第二十七条第二項」とあるのは「第二十五条第七項 第二十七条第六項又は第二十八条第一項」と「したとき」とあるのは「したとき 又はしかつあるとき」と「同項」とあるのは「これら」と読み替へるものとする。

(協議等)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 都道府県が第四十六条第一項の規定に基づき条例で都道府県自然環境保全地域の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関又は地方公共団体が行なう行為に関する特例については 第二十条において準用する第二十一条の規定の例による。

都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十号)(抄)

(緑地保全地区における行為の制限)

第五条 (略)

三 (略)

8 国の機関又は地方公共団体(港灣法(昭和二十五法律第一百八号)に規定する港灣局を含む。以下この項において同じ。)が行なつた行為については第一項の許可を受けることを要しない。この場合において当該国の機関又は地方公共団体はその行為をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

9 (略)

幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)(抄)

(行為の届出等)

第十条 沿道地区計画の区域(第九条第四項第三号に規定する施設の配置及び規模が定められている沿道再開発促進地区又は沿道地区整備計画が定められている区域に限る)内において土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通大臣令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他の国土交通大臣令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一・二 (略)

三 国又は地方公共団体が行つた行為

四・六 (略)

2・3 (略)

集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)(抄)

(行為の届出等)

第六条 集落地区計画の区域(集落地区整備計画が定められている区域に限る)内において土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通大臣令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通大臣令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

三 国又は地方公共団体が行つた行為

四・五 (略)

3} 4 (略)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成四年法律第七十五号) (抄)

(譲渡し等の禁止)

第十二条 希少野生動植物種の個体等は 譲渡し若しくは譲渡行又は引渡し若しくは引取り (以下「譲渡し等」といふ) をしてはならない。ただし 次に掲げる場合は この限りでない。

一 五 (略)

六 希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする訂書書の一方又は双方が国の機関又は地方公共団体である場合であつて環境省令で定める場合

七 (略)

2 (略)

高齢者 身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律 (平成六年法律第四十四号) (抄)

(特別特定建築物に対する基準適合品令等)

第四条 (略)

2 国 都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については 前項の規定は 適用しない。この場合において 所管行政庁は 国 都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項又は第二項の規定に違反している事実があると認めるときは 直ちに その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し 前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

3} 5 (略)

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成九年法律四十九号) (抄)

(行為の届出等)

第二十三条 防災街区整備地区計画の区域 (地区防災施設の区域 (特定地区防災施設が定められている場合においては 当該特定地区防災施設の区域及び特定建築物地区整備計画) 又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る) 内において 土地の区画配置の変更 建築物等の新築 改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は 当該行為に着手する日の三十日前までに 国土交通省令で定めるいふにより 行為の種類 場所 設計又は施行方法 着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届出なければならない。ただし 次に掲げる行為については この限り

でない。

一・二 (略)

三 国又は地方公共団体が行う行為

四・七 (略)

2・3 (略)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)(抄)

(許可の特例)

第十四条 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもちて第九條第一項の許可を受けたものとみなす。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)(抄)

(事業の準備のための立入り等及びその損失の補償に関する土地収用法の準用)

第九条 第四條各号に掲げる事業の準備のための土地の立入り、障害物の伐除及び土地の試掘等並びにこれらの行為により生じた損失の補償については、土地収用法第三 章並びに第九十一條及び第九十四條の規定を準用する。この場合において、同法第十一條第一項、第三項及び第四項、第十四條第一項及び第三項、第十五條第一項、第九十一條第一項並びに第九十四條第一項及び第二項中「起業者」とあるのは「事業者」と、同法第九十一條第一項中「第十一條第三項、第十四條又は第三十五條第一項」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第九條において準用する第十一條第三項又は第十四條」と、「土地又は作物」とあるのは「土地」と、同法第九十四條第一項中「前三條」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第九條において準用する第九十一條」と、「損失を受けた者(前条第一項に規定する事業を行うことを必要とする者を含み、以下この条において同じ。）」とあるのは「損失を受けた者」と、同法第六項中「起業者である者」とあるのは「事業者である者」と、同法第七項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」と読み替えるものとする。

(使用の認可に関する処分を行う機関)

第十一条 事業が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、国土交通大臣が使用の認可に関する処分を行ひ

一 国又は都道府県が事業者である事業

一丁四 (略)

2 (略)

第二十七条の二 法第五十二條第一項第三号の政令で定める行為は 国 都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理するとしとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行つたものとする

(都市計画事業の施行として行つた行為に準ずる行為)

第二十八条の三 法第五十七條の二第一項において準用する法第五十一條の 第一項第三号の都市計画事業の施行として行つた行為に準ずる行為として政令で定めるものは 第三十六條の三に規定する行為とする

(遊休土地の買取りの協議を行つた法人)

第二十八条の十 法第五十八條の九第一項の政令で定める法人は 港務局 地方住宅供給公社 地方道路公社 空港周辺整備機構 環境事業団 雇用・能力開発機構 首都高速道路公団 新東京国際空港公団 石浜公団 地域振興整備公団 中小企業総合事業団 都市基盤整備公団 日本下水道事業団 日本鉄道建設公団 日本道路公団 阪神高速道路公団 本州四国連絡橋公団 水資源開発公団及び労働福祉事業団とする

文化財保護法施行令(昭和五十年政令第 百六十七号)(抄)

(法第五十七條の二第一項の政令で定める法人)

第一条 文化財保護法(以下「法」といふ)第五十七條の二第一項の政令で定める法人は 宇宙開発事業団 科学技術振興事業団 核燃料サイクル開発機構 環境事業団 関西国際空港株式会社 九州旅客鉄道株式会社 金属鉱業事業団 港務局 雇用・能力開発機構 四国旅客鉄道株式会社 首都高速道路公団 新工ネ儿干・産業技術総合開発機構 新東京国際空港公団 石浜公団 地域振興整備公団 地方住宅供給公社 地方道路公社 中小企業総合事業団 首都高速度交通公団 電源開発株式会社 都市基盤整備公団 土地開発公社 西日本電信電話株式会社 日本貨物鉄道株式会社 日本勤労者住宅協会 日本原子力研究所 日本鉄道建設公団 日本電信電話株式会社 日本道路公団 日本放送協会 日本郵政公社 年金養老運用基金 阪神高速道路公団 東日本電信電話株式会社 北海道旅客鉄道株式会社 本州四国連絡橋公団 水資源開発公団 緑資源公団 理化学研究所 労働福祉事業団及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする

(伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準)

第四条 (略)

3 4 (略)

5 国又は地方公共団体の機関が行つた行為については 第一項の規定による許可を受けることを要しないものとする。この場合において 国若しくは地方公共団体の機関は その行為をしよつたときは あらかじめ 教員委員会に協議しなければならないものとする

6 (略)

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）（抄）

（都市計画事業の施行として行つたことに準ずる行為）

第四条 法第七條第一項第三号の政令で定める行為は 国 都府置若しくは市町村（都の特別区を含む）又は当該都市施設を管理するとしてなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行つた行為とする。

（都市計画事業の施行として行つたことに準ずる行為）

第十二条 法第二十六條第一項第三号の政令で定める行為は 国 都府置若しくは市町村（都の特別区を含む）又は当該都市施設を管理するとしてなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行つた行為とする。

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第 百六十六号）（抄）

第六条 法第三十一条第一項第三号の政令で定める行為は 国 都府置若しくは市町村又は当該都市施設を管理するとしてなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行つた行為とする。

被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第百二十六号）（抄）

第二条 法第七條第一項第三号の政令で定める行為は 国 都府置若しくは市町村（都の特別区を含む）又は当該都市施設を管理するとしてなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行つた行為とする。

国家公務員共済組合法（昭和二十二年法律第百二十八号）（抄）

（公庫等に転出した継続長期組員についての特例）

第百二十四条の一 組員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く）が任命権者若しくはその委任を受けた者の同意に依り引き続き公庫の予費及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもの（第四項において「公庫等」といふ）に使用される者（役員及び臨時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」といふ）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く）又は組員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く）が任命権者若しくはその委任を受けた者の同意に依り引き続き同条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもの（同項において「特定公庫等」といふ）の役員（臨時勤務に服することを要しないものを除く。以下「特定公庫等役員」といふ）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く）には 長期給付に関する規定（第四十一條第一項の規定を除く）の適用については 別段の定めがあるものを除き その者の退職は なかつたものとなし その者は 注

該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引老齢を転出(公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいふ。以下この条において同じ。)の際に所屬していた組合の組合員であるものとする。この場合においては 第四十條中「公務」とあるのは「業務」と 第九十九條第一項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国又は公社の負担金」と 同項第三号及び第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と 第五十二條第一項中「各組合長の長(環境大臣を含む) 独立行政法人 公社又は職員団体」とあり、及び「国 独立行政法人 公社又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と「第九十九條第一項(同條第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九條第二項」と 同條第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とある。

3・5 (略)

日本電信電話株式会社の株式の託收収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第八十六号)(抄)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の運用等)

第五條 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和二十一年法律第七十九号 以下この条において「補助金等適正化法」といふ。)の規定(副則を含む)は 国が第一條第一項第三号又は第二條第一項に該当する事業に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合における当該無利子の貸付金(以下この条において「無利子貸付金」といふ。)について準用する。この場合において 補助金等適正化法の規定(第一條第一項 第四項及び第五項 第三條第二項 第六條第一項 第七條第一項 第十條第三項 第十一條 第十五條 第十七條第二項 第十八條第一項及び第二項 第二十條 第二十七條並びに第二十九條を除く)中「交付」とあるのは「貸付け」と読み替えるほか、別表の上欄に掲げる補助金等適正化法の規定中同表の中欄に掲げる字句は それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2・3 (略)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和二十一年法律第七十九号)(抄)

(補助金等の交付の決定)

第六條 各組合長の長は 補助金等の交付の申請があつたときは 当該申請に係る書類等の審査及び必要と認めて行つた現地調査等により 当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算に定めることに違反しないかつ、補助事業等の目的及び内容が適正であるかつ、金額の算定に誤りがないかつ、か等を調査し 補助金等を交付すべきものと認めたとときは、すみやかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をしなければならない。

3・4 (略)

運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第四百七十四号）（抄）

（造船業基盤整備事業協会法施行令の廃止）

第二条 造船業基盤整備事業協会法施行令（昭和五十二年政令第三百七十二号）は 廃止する。

日本鉄道建設公団法施行令（昭和三十九年政令第 十二号）

（法第十九条第一項第四号の政令で定める大規模な改良）

第一条 日本鉄道建設公団法（以下「法」といふ）第十九条第一項第四号の政令で定める大規模な改良（以下「大改良」といふ）は 次に掲げるものとする。

- 一 本線路が複線である鉄道又は軌道を本線路が四線である鉄道又は軌道とするための改良
- 二 本線路が単線である鉄道を本線路が複線である鉄道とするための改良
- 三 法第十九条第一項第一号に規定する新幹線鉄道の列車が国土交通省令で定める速度で走行できる構想とするための軌間の変更 軌道及び路盤の強化その他の本線路の改良
- 四 列車（前号の新幹線鉄道の列車を除く。）が国土交通省令で定める速度で走行できる構想とするための軌道及び路盤の強化その他の本線路の改良
- 五 貨物輸送に係る輸送力の増強に著しい効果を有する列車の連結車両数の増加を図るために行われる停車場 変電設備その他の鉄道施設の一体的な改良

（法第十九条第一項第一号の政令で定める施設）

第一条の二 法第十九条第一項第一号の政令で定める施設は 次に掲げるものとする。

- 一 事務所 倉庫又は店舗に類する施設
- 二 住宅で事務所 倉庫 店舗又は前号の施設の使用を兼ねるもの
- 三 自動車駐車場及びこれに類する施設

（事務所等の賃賃）

第二条 法第十九条第一項第一号の事務所 倉庫及び店舗並びに前条の施設（以下「事務所等」といふ）は 日本鉄道建設公団（以下「公団」といふ）

がその業務のため使用する場合を除き 当該事務所等を適正に使用することができ かつ 次条の規定による賃賃料を支払う能力を有する者に賃賃するものとする。

（事務所等の賃賃料）

第三条 公団は 事務所等の賃賃人から 賃賃料を徴収するものとする。

2 償還料の額は 当該事務所等の建設費及び管理費並びに類似の施設の償還料を基準として 公団が定める
(管理規程)

第四条 公団は 事務所等の管理に関し 次に掲げる事項について管理規程を定め 国土交通大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときは 同様とする。

- 一 事務所等の賃借人の選定の基準及び方法に関する事項
- 二 償還料の額の算定方法及びその徴収方法に関する事項
- 三 前 号に掲げるもののほか 事務所等の管理について必要な事項
(法第 十二 条第 三 項の政令で定める大都市)

第五条 法第 十二 条第 三 項の政令で定める大都市は 東京都 大阪市及び名古屋市のほか
(法第 十二 条第 三 項の政令で定める建設又は大改良)

第六条 法第 十二 条第 三 項の政令で定める建設又は大改良は 次に掲げるものとする。

- 一 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 (昭和六十一年法律第八十八号) 第一 条第一 項に規定する旅客会社 (以下「旅客会社」といふ) 又は日本貨物鉄道株式会社 (以下「貨物会社」といふ) の鉄道に係る鉄道施設の建設又は大改良
- 二 運輸施設整備事業団法 (平成九年法律第八十三号) による主要幹線鉄道 (旅客会社及び貨物会社の鉄道を除く) に係る鉄道施設の大改良 (第一 条第 三 号から第五号までに掲げるものに限る)。
(鉄道施設の買付け等の基準)

第七条 法第 十二 条第 一 項の規定による鉄道施設又は軌道施設の買付け 譲渡又は引渡しは 全国新幹線鉄道整備法 (昭和四十五年法律第七十一号) 第八 条の規定による指込に係る建設線の区間 (同法第六 条第一 項に規定する営業主體 (以下「新幹線営業主體」といふ) が当該建設線の区間を分けて指込まれている場合にあつては それぞれの区間) 又は法第 十二 条第 三 項の規定による指込に係る工事実施計画において定める工事の区間として行つたものとする。ただし 国土交通大臣がこれらの区間の一部について鉄道事業者又は軌道整備者が営業を開始することが適当であると認めて指定したときは これらの区間の一部について行つたものとする。

2 法第 十二 条第 一 項の規定により公団が買し付ける鉄道施設は 法第十九 条第 一 項第一 号又は第四号の規定により建設した新幹線営業主體又は旅客会社若しくは貨物会社の鉄道に係る鉄道施設 (次項に規定するものを除く) となる。

3 法第十九 条第 一 項第一 号又は第四号の規定により建設した新幹線営業主體又は旅客会社若しくは貨物会社の鉄道に係る鉄道施設であつて法第 十二 条第 一 項の規定により公団が譲渡するものは これらの者を買し付けた鉄道施設 (新幹線営業主體の鉄道に係る鉄道施設及び日本国有鉄道運営事業団の債務等の処理に関する法律 (平成十年法律第百二十六号) 附則第六 条の規定による第五節の日本国有鉄道運営事業団法 (昭和六十一年法律第九十号) 第八

条の二において「旧日本国有鉄道運営事業団法」といふ）附則第九条第三項第一号に規定する鉄道施設を除く）であつてその償ひけた日から起算して第八条第一項第一号の国土交通大臣が指定する期間を経過したものである。

（鉄道施設の償付料等の額の基準）

第七条の二 法第十九条第一項第一号の規定により建設した新幹線営業主体の鉄道に係る鉄道施設を償ひ付ける場合における毎事業年度の償付料の額は次に掲げる額の合計額に相当する額を基準として定めるものとする。

- 一 当該鉄道施設に係る旅客鉄道事業（以下この条において「新幹線鉄道事業」といふ）の開始による当該新幹線営業主体である鉄道事業者の受取の程度を勘案し、当該新幹線営業主体である鉄道事業者が毎事業年度支払つべき額として国土交通大臣が定める方法により算定した額
 - 二 当該事業年度の当該鉄道施設に係る租税及び管理費（当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を令旨）の合計額
- 2 前項第一号の受取は、第一号に掲げる収支が第二号に掲げる収支より改善することにより当該新幹線営業主体である鉄道事業者が受ける見込まれる利益をいふものとする。
- 一 新幹線鉄道事業及び関連鉄道施設（新幹線鉄道事業の開始により旅客輸送量が相対程度増加又は減少すると見込まれる当該新幹線営業主体である鉄道事業者の鉄道に係る鉄道施設をいふ。次号において同じ。）に係る旅客鉄道事業について、当該新幹線営業主体である鉄道事業者が新幹線鉄道事業を開始した場合において見込まれる収支
 - 二 新幹線鉄道事業の開始により当該新幹線営業主体である鉄道事業者が廃止することとなる旅客鉄道事業及び関連鉄道施設に係る旅客鉄道事業について、当該新幹線営業主体である鉄道事業者が新幹線鉄道事業を開始しなかつたに仮定した場合において見込まれる収支

第八条 法第十九条第一項第四号の規定により建設した旅客会社又は貨物会社の鉄道に係る鉄道施設を償ひ付ける場合における毎事業年度の償付料の額は次に掲げる額の合計額に相当する額（公団が当該事業年度において当該鉄道施設に関し政府の補助（第一号の借入れに係る利子についての補助金を除く）を受けた場合にあつては、当該補助を受けた金額に相当する額を控除した額）を基準として定めるものとする。

- 一 当該鉄道施設の建設に要した費用（当該鉄道施設の建設に係る借入れに係る償付時まで生じた利子（その額は、国土交通大臣が指定する利率により生ずるものとして計算する。） 鉄道建設債若しくは債券発行費及び債券発行差金並びに当該鉄道施設に係る租税（償付時までの期間に係るものに限る。）を令旨。次号及び次項において同じ。）のうち借入れに係る部分を国土交通大臣が指定する期間及び利率による利均等半年賦支払の方法により償還するものとした場合における当該事業年度の半年賦金の合計額
- 二 国土交通大臣が定める方法により計算した当該事業年度の当該鉄道施設に係る減価償却費の額に、当該鉄道施設の建設に要した費用のうち借入れに係る部分以外の部分の額を当該鉄道施設の建設に要した費用の額で除して得た率を乗じて計算した額
- 三 当該事業年度の当該鉄道施設に係る鉄道建設債若しくは債券発行費及び債券発行差金並びに租税及び管理費（当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を令旨）の合計額

2 第七條第三項に規定する鉄道施設を譲渡する場合における譲渡価額は 譲渡しようとする鉄道施設の建設に要した費用の額（旅客会社又は貨物会社が当該鉄道施設に関し既に支払った賃料の合計額（前項第一号の額のうち利子に相当する部分及び同項第三号の額の合計額に相当する額を除く）及び公団が当該鉄道施設に係る減価償却費に関し既に政府の補助を受けた場合にあつては 当該補助を受けた全額の合計額に相当する額を控除した額）を基準として定めるものとする。

第八條の一 日本国有鉄道運営事業団法附則第九條第一項第一号に規定する鉄道施設を賃し付ける場合における毎事業年度の賃料の額は 前條第一項の規定にかかわらず、当該事業年度の当該鉄道施設に係る租税及び管理費（当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を全ひ）の合計額に相当する額を基準として定めるものとする。

第九條 法第三十二條第一項の規定により鉄道施設（第七條第三項に規定するものを除く。以下この条において同じ）又は軌道施設を譲渡し、又は引渡す場合における譲渡価額又は引渡価額は、当該鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良に要した費用（当該鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良に係る借入れに係る譲渡時又は引渡時まで生じた利子（その額は 国土交通大臣が指定する利率により生ずるものとして計算する） 鉄道建設債券に係る債券発行費及び債券発行差金並びに当該鉄道施設又は軌道施設に係る租税を全ひ）のうち公団が負担した額とする。

2 法第三十二條第一項の規定により鉄道施設又は軌道施設を譲渡し、又は引渡す場合における対価は 国土交通大臣が指定する期間を支払期間とする割賦支払の方法により支払すべきものとし、その支払額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該鉄道施設又は軌道施設の譲渡価額又は引渡価額を元本とする元利均等半年賦支払（その利率は 国土交通大臣が指定する率とする）の方法による元利支払額

一 当該国土交通大臣が指定する期間内の当該鉄道施設又は軌道施設に係る鉄道建設債券に係る債券発行費及び債券発行差金並びに管理費（当該鉄道施設又は軌道施設に係るものとして配賦した管理費を全ひ）の合計額

3 第一項の国土交通大臣が指定する利率及び前項第一号の国土交通大臣が指定する率は、当該鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良に係る借入れに係る利子（公団が当該借入れに係る利子について補給金を受けた場合にあつては、当該補給金の額に相当する額を控除した額）を基準として算出した率とする。

4 第一項第一号の国土交通大臣が指定する率が変更された場合においては、同項の国土交通大臣が指定する期間のうち当該変更後の期間に係る同項の支払額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該鉄道施設又は軌道施設の譲渡価額又は引渡価額から当該変更前に支払った第一項第一号の元利支払額のうち元本に相当する額を控除した額を元本とする元利均等半年賦支払（その利率は 当該変更された率とする）の方法による元利支払額

一 当該変更後の期間に係る第一項第三号に掲げる額
(他の法令の準用)

第十条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

- 一 不動産登記法（明治三十二年法律第十四号）第二十五条第二項、第三十条、第三十一条、第三十五条第三項、第六十一条（これらの規定を船舶登記規則（明治三十二年勅令第百七十七号）第一条において準用する場合を含む。）、第五百六条第一項及び第五百四十八条
- 二 建築基準法（昭和十五年法律第百一号）第十八条（第八十七条第二項、第八十七条の二、第八十八条第二項、第一項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）
 - 二の一 港灣法（昭和十五年法律第百十八号）第二十七条第二項（第四十二条の八第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十八条の第一項、第九項及び第十項
- 三 土地収用法（昭和十六年法律第百十九号）第十一条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条第一項第一号（第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条（第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十一条第三項五項及び第六項（第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十二条第三項（第八十四条第三項（第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二百一十二条第一項ただし書（第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百一十五条第一項ただし書（第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、
- 四 森林法（昭和十六年法律第百四十九号）第十条の二第一項第一号
- 五 道路法（昭和十七年法律第百八十七号）第三十五条
- 六 都市公園法（昭和二十一年法律第七十九号）第九条（第二十二條第三項において準用する場合を含む。）、
- 七 自然公園法（昭和二十一年法律第百六十二号）第五十六條及び第六十六條第一項
- 八 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十五号）第五条ただし書（第四十五條において準用する場合を含む。）、及び第八条（第四十五條において準用する場合を含む。）、において準用する土地収用法第二十一条
- 九 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第七条第三項及び第八条第八項
- 十 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第八条第三項
- 十一 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百二号）第九条第三項
- 十二 河湾業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第二十七條第一項及び第二十八條第一項第一号
- 十三 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十九條第一項第四号及び第三十條第一号、第三十五條の二第一項ただし書、第四十二條第一項（第五十一条の二第一項（第五十七條の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十二條第一項及び第六十五條第二項において準用する場合を含む。）、第四十二條第一項第一号、第五十八條の二第一項第二号、第五十八條の六第一項、第五十九條第二項及び第四項、第六十二條第一項並びに第八十條第一項

- 十四 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第二十一条
- 十五 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十一条（第三十条において準用する場合を含む。）第二十五条第十項第三号 第二十六条第三項第四号 第二十七条第九項第三号 第二十八条第六項第三号及び第四十九条第三項
- 十六 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条第八項
- 十七 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条第一項第三号
- 十八 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十二号）第六条第一項第三号
- 十九 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四条
- 二十 高齢者 身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四十条第一項
- 二十一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第一項第三号
- 二十二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条
- 二十三 大深度地下の公営的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条において準用する土地収用法第十二条第一項ただし書及び第十五条第一項 第十一条第二項第二号 第十八条並びに第三十九条ただし書
- 二十四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四号）第十一条
- 二十五 登記手数料令（昭和二十四年政令第百四十号）第七条
- 二十六 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条の二 第三十七条の二及び第三十八条の二
- 二十七 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第 百六十七号）第四条第五項及び第六項第一号
- 二十八 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第二百六号）第四条及び第十二条
- 二十九 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第 百六十六号）第六条
- 三十 被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第百三十六号）第三条

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

不動産登記法第二十五条第三項	命令又は規則以上指定せられたる官庁又は公署 ノ職員	日本鉄道建設公団ノ総裁ヲ指定シ其官庁ノ官報 ヲ以テ公告シタル日本鉄道建設公団ノ役員又 ハ職員
土地収用法第十二条第一項（第百二十八条第四項）	行政機関若しくはその地方支分部局の長	日本鉄道建設公団

一 項において準用する場合を含む。）		
土地収用法第二十一條第一項（第百二十八條第一項において準用する場合を含む。）	行政機関又はその地方支分部局の長	日本鉄道建設公団
土地収用法第百二十二條第一項ただし書（第百二十八條第一項において準用する場合を含む。）	当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長	日本鉄道建設公団
公営用地の取得に関する特別措置法第八條（第四十五條において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一條第一項	行政機関若しくはその地方支分部局の長	日本鉄道建設公団
公営用地の取得に関する特別措置法第八條（第四十五條において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一條第一項	行政機関又はその地方支分部局の長	日本鉄道建設公団
登記手続料令第七条	国又は地方公共団体の職員	日本鉄道建設公団の後援又は職員

第十二条 勅令及び政令以外の命令であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなしてこれらの命令を準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（法附則第七條第一項の政令で定める権利又は義務）

第二条 法附則第七條第一項の政令で定める権利又は義務は、鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）別表第八十一号に掲げる予定鉄道線路に係る権利及び義務とする。

（経過規定）

第三条 この政令の施行の後不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和二十五五年法律第十四号。以下「改正法律」といふ。）附則第三條第一項の期日までの間は、第十條第一項第一号に規定する不動産登記法第六十二條は、改正法律による改正前の不動産登記法第六十二條をいふものとする。

（国の貸付金の償還期間等）

第四条 法附則第十二条第一項の政令で定める期間は 五年（一年の償還期間を含む）とする。

- 2 前項の期間は 日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十一年法律第八十号）第五条第一項の規定により読み替えて適用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和二十年法律第七十九号）第六十条第一項の規定による償付金の決定（以下「償付決定」といふ。）として、当該償付決定に係る法附則第十二条第一項の規定による国の償付金（以下「国の償付金」といふ。）の交付を受けた日（その日が当該償付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合は、当該年度の末日の翌々日）の日から起算する。
- 3 国の償付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
- 4 国は、国の財政状況を勘案し、相応と認めるときは、国の償付金の全部又は一部について、前二項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還されることができる。
- 5 法附則第十二条第五項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

鉄道建設債券令（昭和四十年五月二十七日政令第百七十五号）

（形式）

第一条 鉄道建設債券は、無記名利付とする。

（発行の方法）

第二条 鉄道建設債券の発行は、募集の方法による。

（債券総額払込み前の新たな鉄道建設債券の発行）

第三条 日本鉄道建設公団（以下「公団」といふ。）は、前に募集した鉄道建設債券の総額の払込み前でも、さらに鉄道建設債券を発行することができる。

（鉄道建設債券申込証）

第四条 鉄道建設債券の募集に依りもつとする者は、鉄道建設債券申込証にその引き受けもつとする鉄道建設債券の枚数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 社会資本の整備に関する法律（平成十二年法律第七十五号、以下「社会資本整備法」といふ。）の規定の適用がある鉄道建設債券（次条第一項において「振替鉄道建設債券」といふ。）の募集に依りもつとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該鉄道建設債券の振替を行つたための口座（同条第一項において「振替口座」といふ。）を鉄道建設債券申込証に記載しなければならない。

3 鉄道建設債券申込証は、公団が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。

1 鉄道建設債券の名称

- 二 鉄道建設債券の総額
 - 三 各鉄道建設債券の全額
 - 四 鉄道建設債券の利率
 - 五 鉄道建設債券の償還の方法及び期限
 - 六 利息の支払の方法及び期限
 - 七 鉄道建設債券の発行の価額
 - 八 社債券振替法の規定の適用があるときは その旨
 - 九 社債券振替法の規定の適用がないときは 無記名式である旨
 - 十 応募額が鉄道建設債券の総額を超える場合の措置
 - 十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは その商号
 - 十二 社債券登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号
- (引受け)

第五条 前条の規定は、政府が鉄道建設債券を引受ける場合又は鉄道建設債券の募集の委託を受けた会社がみずから鉄道建設債券を引受ける場合においては、その引受ける部分については、適用しない。

- 2 前項の場合において、振替鉄道建設債券を引受ける政府又は振替鉄道建設債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を公団に示さなければならない。
- (成立の特則)

第六条 鉄道建設債券の応募総額が鉄道建設債券の総額に達しないとしても、鉄道建設債券を成立させる旨を鉄道建設債券申込証に記載したときは、その応募額をもって鉄道建設債券の総額とする。

(払込み)

第七条 鉄道建設債券の募集が完了したときは、公団は、遅滞なく、各鉄道建設債券についてその全額の払込みをせなければならない。

(債券の発行)

第八条 公団は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、鉄道建設債券につき社債券振替法の規定の適用があるとき又は鉄道建設債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けの際に、鉄道建設債券につき社債券登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

- 2 各債券には、第四條第二項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、公団の総裁がこれに記名押印し

なければならない。

(鉄道建設債券原簿)

第九条 公団は、主たる事務所に鉄道建設債券原簿を備えて置かなければならない。

2 鉄道建設債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 鉄道建設債券の発行の年月日
- 二 鉄道建設債券の数(社債券振替法の規定の適用がないときは、鉄道建設債券の数及び番号)
- 三 第四条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項
- 四 社債券登録法に規定する登録に関する事項
- 五 元利金の支払に関する事項

(利札が欠けている場合)

第十条 鉄道建設債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、すでに支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、公団は、これに応じなければならない。

(発行の認可)

第十一条 公団は、日本鉄道建設公団法第十九条第一項の規定により鉄道建設債券の発行の認可を受けようとするときは、鉄道建設債券の募集の日の二十日前までに次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 鉄道建設債券の発行を必要とする理由
 - 二 第四条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項
 - 三 鉄道建設債券の募集の方法
 - 四 鉄道建設債券の発行に要する費用の概算額
 - 五 第五号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項
- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 作成しようとする鉄道建設債券申込証
- 二 鉄道建設債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面
- 三 鉄道建設債券の引受けの見込みを記載した書面

附 則

この政令は 公布の日から施行する。

運輸施設整備事業団法施行令（平成九年八月 十二日政令第 二百六十四号）

（法第一 条第四号の政令で定める大都市）

第一 条 運輸施設整備事業団法（以下「法」といふ）第三 条第四号の政令で定める大都市は 東京都 大阪市及び名古屋市とする。

（法第一 条第五号の政令で定める大都市）

第二 条 法第三 条第五号の政令で定める大都市は 札幌市 福岡市 広島市及び仙台市とする。

（法第二十 条第一 項第一 号の政令で定める大規模な改良）

第三 条 法第二十 条第一 項第二 号の政令で定める大規模な改良は 東京都と大阪府とを連絡する新幹線鉄道の輸送力の増強に著しい効果を有する列車の運転回数増加を図るために行われる列車集中制御設備 変電設備 車庫その他の鉄道施設の一体的な改良とする。

（法第二十 条第一 項第三 号の政令で定める大規模な改良）

第四 条 法第二十 条第一 項第三 号の主幹新幹線鉄道に係る鉄道施設の政令で定める大規模な改良は 次に掲げるものとする。

- 一 新幹線鉄道の列車が国土交通省令で定める速度で走行できる構想とするための軌間の変更 軌道及び路盤の強化その他の本線路の改良
- 一 列車（新幹線鉄道の列車を除く）が国土交通省令で定める速度で走行できる構想とするための軌道及び路盤の強化その他の本線路の改良
- 二 貨物輸送に係る輸送力の増強に著しい効果を有する列車の連結車両数の増加を図るために行われる停車場 変電設備その他の鉄道施設の一体的な改良

2 法第二十 条第一 項第三 号の都市鉄道に係る鉄道施設の政令で定める大規模な改良は 次に掲げるものとする。

- 一 本線路が複線である鉄道を本線路が四線である鉄道とするための改良
- 一 本線路が単線である鉄道を本線路が複線である鉄道とするための改良

（法第二十 条第一 項第一 号の政令で定める給付金）

第五 条 法第二十 条第一 項第三 号の政令で定める給付金は 貸付線及護送線建設費差利を補給金とする。

（法第二十 条第五 項第二 号の政令で定める方法等）

第六 条 法第二十 条第五 項第三 号の政令で定める費用は 租税及び運輸施設整備事業団債券に係る債券発行費とする。

2 法第二十 条第五 項第三 号の政令で定める方法により算定した額は 当該事業年度における次に掲げる額の合計額とする。

- 一 法附則第七 条第一 項の規定により運輸施設整備事業団（以下「事業団」といふ）が承継した債務のうち日本国有鉄道運営事業団（日本国有鉄道運営事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百二十六号）の施行後においては 日本鉄道建設公団）に代りて負担するもの（以下「項及び

第二十五条において「特定承継債務」として）以外の債務（当該債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に係る借入れに係る債務を含む）であつて事業団が当該事業年度の開始の日において負担しているものの償還及び当該債務に係る利子の支払を 償還期間を同日から平成 十九年三月三十一日までの期間とし、利率を当該債務の平均利率（当該事業年度の当該債務に係る利子の額を当該債務の額に除して得た率をいふ）に相当する率とするに利均等半年賦支払の方法により行つたものとした場合における当該事業年度の償還額及び利子の支払額の合計額

- 一 当該事業年度における第二十五条の規定による特定承継債務の償還額及び特定承継債務に係る利子の支払額の合計額
- 二 当該事業年度における法第二十条第五項第三号に規定する管理費及び前項の費用の額の合計額

3 法第二十条第一項第一号の規定による助成は、毎事業年度 第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号及び第五号に掲げる額の合計額を減じて得た額の範囲内において行つたものとする。

一 法附則第七條第一項の規定により事業団が承継した債権に基づき新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成 三年法律第四十五号）以下「譲渡法」といふ）第二 条に規定する旅客鉄道株式会社から当該事業年度において譲渡法第一 条に規定する新幹線鉄道施設の譲渡の対価として支払を受ける額

二 当該事業年度における法第二十条第一項第二号の規定による貸付金（法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成 三年法律第四十六号）以下この項において「旧基金法」といふ）第二 十条第一項第二号の規定による貸付金を含む。第二 十五条第一項第三号及び第一 項第一 号に同じ）の償還金及び法第二十条第十項の規定に基づき寄託金（旧基金法第二 十条第六項の規定に基づき寄託金を含む。第二 十五条第一項第三号及び第一 項第一 号に同じ）の返還金の合計額

三 当該事業年度における法第四十条の規定による納付金の額

四 前項第一号及び第二号に掲げる額の合計額

五 当該事業年度において、イ又はロに掲げる額のいずれか多い額

イ 旧基金法附則第四條第一 項に規定する鉄道整備基金が承継した債務の額に相当する額の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を 償還期間を平成 三年十月一日から平成 十九年三月三十一日までの期間とし、利率を年六・三五パーセントとするに利均等半年賦支払の方法により行つたものとした場合における当該事業年度の償還額及び利子の支払額並びに第一 号に掲げる額の合計額

ロ 前項第一号に掲げる額

4 法第二十条第一項第三号及び第二号の規定による助成は、毎事業年度 前項第五号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内において行つたものとする。

（法第二十条第一項第二号の規定による貸付金の償還）

第七 条 法第二十条第一項第二号の規定による貸付金の償還条件は、貸し付けた日から五年間（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に

関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第九十二条一項に規定する同項特定鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業に係る償付金にあっては、十年間）措置を十年間半半賦均等償還する。

2 事業団は、日本鉄道建設公団又は帝都高速度交通営団が前項の償付金の償還を怠つたときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に依り、当該償還すべき金額につき年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収することができる。

3 事業団は、日本鉄道建設公団又は帝都高速度交通営団が第一項の償付金の償還を怠つたとき又は当該償付金の償付に依る法第三十條第一項に規定する事業について法第三十條第二項の規定による認定の取消しがあつたときは、当該償付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げるることができる。（法第三十九條第一項の政令で定める基準）

第八條 法第三十八條第三項に掲げる義務に係る勘定における法第三十九條第一項の規定による積立金の積立に係る同項の政令で定める基準は、第一号又は第二号に掲げる額のいずれか少ない額とする。

一 当該事業年度における法第三十九條第一項に規定する残余の額

二 当該事業年度における政府の産業投資特別会計産業投資勘定からの出資額の二分の一に相当する額から当該事業年度の前事業年度までに積み立てた積立金の額を減じた額

（国庫納付金の納付期限）

第九條 法第三十八條第三項に掲げる義務に係る勘定における法第三十九條第二項の規定による納付金（次条及び第十一條において「国庫納付金」といふ）は、同項に規定する残余の額を生じた事業年度の翌事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手續）

第十條 事業団は、法第三十八條第三項に掲げる義務に係る勘定において法第三十九條第二項に規定する残余の額を生じたときは、国庫納付金の計算書として当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の増減計算書その他当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類（以下「添付書類」といふ）を添付して、翌事業年度の六月三十日まで、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項に規定する国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の帰属する会計）

第十一條 法第三十八條第三項に掲げる義務に係る勘定における法第三十九條第二項の規定による国庫納付金は、同項に規定する残余の額を政府の産業投資特別会計産業投資勘定に帰属せらるるものとする。

（運輸施設整備事業団債券の形式）

第十二條 運輸施設整備事業団債券は、無記名利付とする。

(運輸施設権事業団債券の発行の方法)

第十三条 運輸施設権事業団債券の発行は、募集の方法による。

(運輸施設権事業団債券申込証)

第十四条 運輸施設権事業団債券の募集に応じようとする者は、運輸施設権事業団債券申込証にその引を受けようとする運輸施設権事業団債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 社債券の振替に関する法律(平成十二年法律第七十五号)以下「社債券振替法」といふ)の規定の適用がある運輸施設権事業団債券(次条第一項において「振替運輸施設権事業団債券」といふ)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該運輸施設権事業団債券の振替を行うための口座(同条第一項において「振替口座」といふ)を運輸施設権事業団債券申込証に記載しなければならない。

3 運輸施設権事業団債券申込証は、事業団が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 運輸施設権事業団債券の名称
- 二 運輸施設権事業団債券の総額
- 三 各運輸施設権事業団債券の金額
- 四 運輸施設権事業団債券の利率
- 五 運輸施設権事業団債券の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 運輸施設権事業団債券の発行の価額
- 八 社債券振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債券振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十 応募額が運輸施設権事業団債券の総額を超える場合の措置
- 十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号
- 十二 社債券登録法(昭和十七年法律第十一号)に規定する登録機関の商号

(運輸施設権事業団債券の引受け)

第十五条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が運輸施設権事業団債券を引受けける場合又は運輸施設権事業団債券の募集の委託を受けた会社が自ら運輸施設権事業団債券を引受けける場合においても、その引受けける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替運輸施設権事業団債券を引受けける政府若しくは地方公共団体又は振替運輸施設権事業団債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を事業団に示さなければならない。

(運輸施設権事業団債券の成立の特則)

第十六条 運輸施設権事業団債券の応募総額が運輸施設権事業団債券の総額に達しないときでも、運輸施設権事業団債券を成立させる旨を運輸施設権事業団債券申込証に記載したときは、その応募額をもって運輸施設権事業団債券の総額とする。

(運輸施設権事業団債券の払込み)

第十七条 運輸施設権事業団債券の募集が完了したときは、事業団は、遅滞なく、各運輸施設権事業団債券についてその全額の払込みをせねばならない。

(債券の発行)

第十八条 事業団は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、運輸施設権事業団債券につき社債登録法の規定の適用があるとき又は運輸施設権事業団債券の応募若しくは引付けをしようとする者が、応募若しくは引付けに際し、運輸施設権事業団債券につき社債登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第十四条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、事業団の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(運輸施設権事業団債券原簿)

第十九条 事業団は、主たる事務所に運輸施設権事業団債券原簿を備えて置かなければならない。

2 運輸施設権事業団債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 運輸施設権事業団債券の発行の年月日
- 二 運輸施設権事業団債券の枚(社債登録法の規定の適用がないときは、運輸施設権事業団債券の枚及び額)
- 三 第十四条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項
- 四 社債登録法に規定する登録に関する事項
- 五 元利金の支払に関する事項

(利れが欠けている場合)

第二十条 運輸施設権事業団債券を償還する場合において、欠けている利れがあるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利れについては、この限りでない。

2 前項の利れの所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、事業団は、これに応じなければならない。

(運輸施設権事業団債券の発行の認可)

第二十一条 事業団は、法第二十條第一項の規定により運輸施設権事業団債券の発行の認可を受けようとするときは、運輸施設権事業団債券の募集の

日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 運輸施設整備事業団債券の発行を必要とする理由
 - 二 第十四条第三項第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる事項
 - 三 運輸施設整備事業団債券の募集の方法
 - 四 運輸施設整備事業団債券の発行に要する費用の概算額
 - 五 第一号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 作成しようとする運輸施設整備事業団債券申込証
 - 二 運輸施設整備事業団債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面
 - 三 運輸施設整備事業団債券の引受けの見込みを記載した書面
- (法第四十条の剰余金の算定方法)

第二十二條 法第四十条の剰余金は、各事業年度において、第一号に掲げる額から第三号及び第二号に掲げる額の合計額を減するによりその額を算定するものとする。

- 一 法第四十条に規定する事業により建設された鉄道施設を日本鉄道建設公団が日本鉄道建設公団法（昭和二十九年法律第三号）第二十二條第一項の規定により鉄道事業者に貸し付ける場合において当該事業年度における貸付料の額から当該事業年度における当該貸付に係る鉄道施設に関する租税及び管理費（日本鉄道建設公団において当該鉄道施設に係るものとして賦課した租税及び管理費を令び）の合計額を減して得た額
- 二 日本鉄道建設公団において当該事業年度における法第四十条に規定する事業に要する費用の額（日本鉄道建設公団が当該事業年度において当該事業に関し補助金の交付又は法附則第十四條第一項第一号の規定による無利子貸付金の貸付けを受けた場合においては、当該補助金又は無利子貸付金の額に相当する額を控除した額）
- 三 日本鉄道建設公団において法第四十条に規定する事業に係る借入れに係る債務について当該事業年度における当該債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用の額

(他の法令の準用)

第二十三條 不動産登記法（明治二十一年法律第四十四号）第十五條第一項、第十八條（一）から第二十一條まで、第二十五條第二項及び第六十一條（一）これらの規定を船舶登記規則（明治二十一年勅令第百七十号）第一條において準用する場合を含む。）の規定については、事業団を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。この場合において、同法第二十五條第二項中「命令又は規則の」とあるのは「令又は規則の」と読み替へるものとする。

第二十四条 勅令及び政令以外の命令であつて国土地理院令で定めるものについては 国土地理院令で定めるようにし、事業団を国の行政機関とみなしてこれらの命令を運用する。

(特定承継債務の償還等)

第二十五条 事業団は 次に掲げるようにし、特定承継債務の償還及び特定承継債務に係る利子の支払を行うものとする。

- 一 特定承継債務の償還及び特定承継債務に係る利子の支払は 償還期間を事業団の成立の日から 同日から起算して五十四年を経過する日までの期間とし、利率を年六・三五パーセントとして半year賦支払の方法により行つてものとし、当該半year賦金の支払期限は 毎事業年度 九月三十日又は十月三十一日とする。
 - 二 前項の半year賦金として支払つてきた特定承継債務の償還額及び特定承継債務に係る利子の支払額の合計額(以下「要支払額」といふ)は、イ及びロに掲げる額の合計額に等しい額とする。
 - イ 日本鉄道建設公団の日本国有鉄道償還事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条第一項の特別業務の実施の状況を勘案して国土交通大臣が前項の償還期間を区分して指定する期間として定める額
 - ロ 当該支払に係る支払期限の到来の日以前六箇月における法律 十條第一項第三号の規定による償付金の償還率及び同条第七項の協定に基づいて償付金の返還金の合計額
 - 三 事業団は 要支払額を超えて支払を行うことができるものとし、この場合においては、当該支払に係る支払期限の次に到来する支払期限に係る前項イ及びロに掲げる額の合計額からその超えて支払を行った額を減して得た額を当該支払期限に係る要支払額とする。
- 2 国土交通大臣は 次に掲げるようにし、前項第三号の期間を指定し、及び同項イの額を定めるものとする。
- 一 国土交通大臣がその指定する期間として定める額は、当該期間中の事業団の各事業年度における前条第二項第一号に掲げる額から同項第三号に掲げる額を減して得た額の二分の一に相当する額(平成九年度及び平成六十二年度に係るものにあつては、当該減して得た額)の範囲内とする。
 - 二 国土交通大臣が指定する期間のこの最後の期間は、法律 十條第一項第三号の規定によるすべての償付金の償還が完了する日又は同条第七項の協定に基づいてすべての償付金の返還が完了する日のいずれか遅い日の翌日以後の期間として指定するものとし、当該最後の期間について国土交通大臣が定める額は、当該最後の期間の開始の日において事業団が負担している特定承継債務の償還及び当該特定承継債務に係る利子の支払を 償還期間を当該最後の期間に等しい期間とし、利率を年六・三五パーセントとする半year賦支払の方法により行つてものとした場合に於ける当該半year賦金に相当する額とする。
- 3 国土交通大臣は 第一項第三号の期間を指定し、及び同項イの額を定めなければならないときは、財務大臣に協議しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第五条までの規定は、法附則第一条ただし書の政令で定める日(平成九年十月一日)から施行する。

(船舶整備公団等の解散の登記の囑託等)

第二条 法附則第六条第一項の規定により船舶整備公団が解散したとき、及び法附則第七条第一項の規定により鉄道整備基金が解散したときは、運輸大臣は、遅滞なく、これらの法人の解散の登記を登記所に囑託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による囑託に係る解散の登記をしたときは、これらの法人の登記用紙を閉鎖しなければならない。

(積立金に関する経過措置)

第三条 法附則第七条第一項の規定により事業団が鉄道整備基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際積立金として整理されている金額は、法第二十八条第一号に掲げる業務に係る勘定において、法第二十九条第一項の積立金として整理しなければならない。

(鉄道債券に係る利札の取扱いに関する経過措置)

第四条 運輸施設整備事業団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成九年政令第 三百六十五号)第一条の規定による廃止前の鉄道整備基金法施行令(平成三年政令第 百十七号、次条において「旧基金法施行令」といふ)附則第三項の規定により日本国有鉄道改革法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和六十一年政令第 五十四号)附則第五条第三項の規定を適用することとされた鉄道整備基金の一切の権利及び義務を法附則第七条第一項の規定により承継する事業団については、承継法人(日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第十一条第一項に規定する承継法人をいふ、次条において同じ)であつて鉄道債券に係る債務を承継したものとみなして、日本国有鉄道改革法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第五条第三項の規定を適用する。

(鉄道建設債券に係る利札の取扱いに関する経過措置)

第五条 旧基金法施行令附則第四項の規定により日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令(昭和六十一年政令第 五十二号)第三条の規定を適用することとされた鉄道整備基金の一切の権利及び義務を法附則第七条第一項の規定により承継する事業団については、承継法人であつて鉄道建設債券に係る債務を承継したものとみなして、日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令第三条の規定を適用する。

(業務の特例に関する経過措置)

第六条 法附則第十四条第二項の規定により事業団が行つた同項第三号の業務については、運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十一年政令第 四百七十四号、以下「整備法政令」といふ)第一条の規定による廃止前の造船業整備事業協会法施行令(昭和五十三年政令第 二百七十二号、以下「旧協会法施行令」といふ)第三条(第一項第一号及び第二項の表不動産登記法第二十五条第二項の項に係る部分を除く)の規定は、整備法政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧協会法施行令第三条中「造船業整備事業協会」とあるのは、「運輸施設整備事業団」とする。

日本国有鉄道運営事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百二十五号）（抄）

（日本鉄道建設公団等が受給する年金の給付に要する費用等の負担）

第二系 法第八系第一項の規定により日本鉄道建設公団（以下「公団」といふ）が負担することとされた費用のうち、公団が毎年度において支払べき額は、当分の間、公団の当該年度の予算をもって定める。

第三系 （略）

2 前項第一号の負担配分率は、法第九条の規定により承継法人（新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成二年法律第四十五号）附則第十九条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第十一系第一項の承継法人、運輸施設整備事業団及び当該承継法人に係る指定法人（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号、次系第一項において「平成八年厚生年金等改正法」といふ））第一系第一項の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第百二十八号、次系第一項において「平成八年改正前の共済法」といふ））第百十一系第六第一項の指定法人をいふ。次系第一項第一号において同じ。）をいふ。次系において同じ。）が負担することとされた額の算定の基礎となる者（次系第一項第一号において「負担対象職員」といふ）に係る年金たる給付又は年金たる保険給付に要する費用に関して改正前施行法総務省政令第十三系第一項第一号又は第二号の規定の例によりそれぞれ算定した額の総額（次系第一項第一号において「基礎算定額」といふ）を、改正前施行法総務省政令第十三系第一項各号に掲げる額を算じた額で除して得た率とする。

第四系 法第九条の規定により承継法人が負担することとされた額について、各承継法人が負担する額のうち、各承継法人が毎年度において支払べき額は、平成八年厚生年金等改正法附則第三十二系第一項の存続組合である日本鉄道建設公団（平成八年改正前の共済法第八系第一項に規定する日本鉄道建設公団をいふ。以下この項において同じ。）又は平成八年厚生年金等改正法附則第四十八系第一項の指定基準で日本鉄道建設公団に係るもの（次項において「日本鉄道建設公団等」といふ）の当該年度の予算をもって定める。

2 前項の各承継法人が負担する額は、次に掲げる額を算じた額とする。ただし、日本鉄道建設公団等と承継法人との間に別段の合意がある場合には、この限りでない。

1 前系第一項第一号に掲げる額に、昭和六十二年四月一日（指定法人にあつては、その事業の開始日）において当該承継法人（運輸施設整備事業団にあつては、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律第五系第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構）に使用される者（役員を含む）となつた負担対象職員（指定法人以外の承継法人にあつては、指定法人の事業の開始日に当該指定法人に使用される者（役員を含む）となつたものを除く）に係る年金たる給付又は年金たる保険給付に要する費用に関して改正前施行法総務省政令第十三系第一項第一号又は第二号の規定の例によりそれぞれ算定した額の総額を基礎算定額で除して得た率を乗じて得た額

11 （略）

3 法律九条の規定により公団が負担することとされた額について 公団が毎年度において支払つべき額は 前分の間 公団の前該年度の予算をもって定める。

(投資の対象)

第六条 法律三十一條第一項の規定により公団が投資することが出来る事業は 次に掲げるものとする。

- 一 公団の所有する土地(法附則第三十一條第一項の規定により公団が承継するものに限る)に係る土地の造成及びこれに関連する施設の整備に係る調査企画若しくは広報又は測量 設計若しくは工事を行う事業
 - 二 公団の所有する資産(法律三十二條第一項から第三項までに規定する業務(第九條及び第十條において「特別業務」といふ)に係るものに限る。次号において同じ。)の処分を促進するための調査 企画又は広報を行う事業
 - 三 公団の所有する資産が処分されるまでの間において 当該資産を管理し 又は有効に利用する事業
- (法律三十四條第一項の政令で定める日)

第七条 法律三十四條第一項の政令で定める日は 次のとおりとする。

- 一 法律三十四條第一項第一号に掲げる鉄道施設にあつては 平成十三年三月三十一日
 - 二 法律三十四條第一項第二号に掲げる鉄道施設にあつては 当該鉄道施設が鉄道事業の用に供されることとなつた日
- (鉄道施設の無償譲渡に伴つて出賃の取扱いに関する措置)

第八条 法律三十四條第二項の規定により公団に対する政府からの出賃がなかつたものとされる当該出賃は 一般社からの出賃とする。

(日本鉄道建設公団法施行令等の特例)

第九条 法律三十二條第一項から第三項までの規定により特別業務が行われる場合には 日本鉄道建設公団法施行令(昭和二十九年政令第百二十二号)第十條第一項中「次の法令の規定」とあるのは「次の法令の規定並びに宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第七十八條第一項及び不動産特定共同業法(平成六年法律第七十七号)第四十七條第三項の規定」とする。

第十条 公団は 特別業務を行う場合においては 都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第七條第一項の規定による市街化区域又は市街化調整区域において 同法第四條第十二項に規定する開発行為(同法第三十九條第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十一号までに掲げるものを除く。)を行つたときは 当該開発行為について あらかじめ 都道府県知事(地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十一條の十九第一項の掲げる都市 同法第二百五十一條の二十一第一項の中核市及び同法第二百五十一條の二十六の二第一項の特例市における場合にあつては当該都道府県 中核市又は特例市の長とし 都市計画法第三十九條の業務が地方自治法第二百五十一條の十七の二第一項の規定により市町村が処理することとされている場合又は都市計画法第八十六條の規定により港務局長に委任されている場合にあつては当該市町村の長又は港務局長とする。)に協議しなければならない。

(本州四国建設公団に対して負担する債務の償還等)

第十二条 法附則第三條第七項に規定する債務の償還額及び当該債務に係る利子の支払額並びにこれらの支払期日は 法附則第三十四條の規定による改正前の日本国有鉄道改革法（次項において「改正前改革法」といふ）第二十五條第一項及び法附則第六條の規定による廃止前の日本国有鉄道運営事業団法（昭和六十一年法律第九十号、次項において「旧事業団法」といふ）附則第十一條第一項の規定により運輸大臣が定めた債務を本州四国運送總公団が償還し、又は当該債務に係る利子を本州四国運送總公団が支払つ場合における債務の償還額及び利子の支払額並びにこれらの支払期日（本州四国運送總公団が、支払に関する事務を委託した金融機関に対しこれらの支払期日と異なる日に当該債務の償還額又は当該債務に係る利子の支払額を支払つこととされている場合にあつては、その日）とする。

2 法附則第三條第六項に規定する費用は、改正前改革法第二十五條第一項及び旧事業団法附則第十一條第一項に規定する本州四国運送總公団の債務の償還額及び当該債務に係る利子の支払に係る手数料並びに当該償還に係る公団に要する費用とし、これらの費用の額に相当する金額の支払期日は、本州四国運送總公団の当該費用の支払期日とする。

3 前項に定めるもののほか、法附則第三條第七項に規定する債務の償還額及び当該債務に係る利子の支払並びに法附則第三條第六項の規定による費用の支払に関し必要な事項は、本州四国運送總公団と公団が協議して定めるものとする。

地方自治法施行令（昭和二十三年政令第十六号）（抄）

（行政財産である土地を貸し付け又はこれに地上権を設定することができるもの）

第百六十九條 地方自治法第三百二十八條の四第一項に規定する政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、当該下欄に掲げるものとする。

(略)	(略)
一 行政財産である土地に地上権を設定することができるもの	イ 日本鉄道建設公団、帝都高速度交通公団、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三條第一項の許可を受けた鉄道事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第三條の特許を受けた軌道経営者 ロ、ク (略)

国有財産法施行令（昭和二十三年政令第百四十六号）（抄）

（行政財産に地上権を設定することができる法人）

第十二條の三 法第十八條第一項ただし書の規定により国において行政財産である土地に地上権を設定することができる政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 日本鉄道建設公団、帝都高速度交通公団、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三條第一項の許可を受けた鉄道事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第三條の特許を受けた軌道経営者

一丁六 (略)

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)(抄)

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条の一 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は 指定区間内の国道に係る占用料に次に掲げる占用物件に係るものについて 特に必要があると認めるときは 前項の規定にかかわらず 前項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め 又は占用料を徴収しないことができる

一・二 (略)

三 日本鉄道建設公団が建設し 又は災害復旧事業を行う鉄道施設及び本州四国建設橋公団が建設し 又は災害復旧事業を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に供するものの用に供する施設

四丁六 (略)

4 (略)

首都圏整備法施行令(昭和二十二年政令第三百二十三号)(抄)

(事業計画)

第十五条 法第二十一条第五項の毎年度の事業を政令で定めるものは 次に掲げる事業とする

一 次の表の上欄に掲げる事業について それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業

事業	事業を行う者
(略)	(略)
第十七条第一号に規定する事項に係る事業	地方公共団体 日本鉄道建設公団 首都圏高度交通公団 都市圏整備公団及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社
(略)	(略)

二 (略)

公用地の取得に関する特別措置法施行令（昭和三十三年政令第 百八十五号）（抄）

（特定公共事業）

第二条（略）

2 法第二十条第四号に規定する政令で定める主要なものは、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の第一項若しくは第二項の規定による指定を受けた道路、都市計画において定められた路面の幅員十メートル以上の道路若しくは面積六千平方メートル以上の駅前広場又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十一号）による鉄道事業者が設置する鉄道、日本鉄道建設公団が設置する鉄道若しくは軌道（併用軌道を除く）若しくは軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道（併用軌道を除く）で複線以上のものとする。

3 } 8（略）

近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第百五十九号）（抄）

（広域性を有しかつ根幹となるべき施設）

第二条 法第八条第三項に規定する広域性を有しかつ根幹となるべき施設として政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 次に掲げる施設のうち、交通通信網の幹線又は交通通信の拠点として広域的に整備する必要があるもの

イ（略）

ロ 日本鉄道建設公団が設置する鉄道施設又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十一号）若しくは軌道法（大正十年法律第七十六号）の規定による鉄道事業の用に供する施設若しくは軌道

ハ ト（略）

二・三（略）

（事業計画）

第三条 法第八条第三項の毎年度の事業として政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業

事業	事業を行う者
（略）	（略）
前条第一号ロに掲げる施設に係る事業	地方公共団体、日本鉄道建設公団及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社

(略)	(略)
-----	-----

二 (略)

中部圏開発整備法施行令(昭和四十二年政令第 十号)(抄)

(交通施設及び通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの)

第一条 道路 鉄道 港湾 空港 運河等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは 次の各号に掲げる施設のうち交通通信網の幹線又は交通通信の拠点として広域的に整備する必要があるものの整備に関する事項とする。

一 (略)

二 日本鉄道建設公団が設置する鉄道施設又は鉄道事業法(昭和六十二年法律第九十号)若しくは軌道法(大正十年法律第七十六号)の規定による鉄道事業の用に供する施設若しくは軌道

三 八 (略)

(事業計画)

第十条 法第九条第三項の毎年度の事業で政令で定めるものは 次に掲げる事業とする。

一 次の表の上欄に掲げる事業について それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業

事業	事業を行う者
(略)	(略)
第一条第三号に掲げる施設に係る事業	地方公共団体 日本鉄道建設公団及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社
(略)	(略)

二 (略)

都市緑地保全法施行令(昭和四十九年政令第 三号)(抄)

(法律五条第一項ただし書の政令で定める行為)

第二条 法律五条第一項ただし書の政令で定める行為は 次に掲げる行為とする。

一 十一 (略)

十一 日本鉄道建設公団又は本州四国建設公団が行つて鉄道施設の建設（駅 操車場 車庫その他これらに類するもの（以下「駅舎」といふ）の建設を除く）又は管理に係る行為

十三三七（略）

国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第 三百八十七号）（抄）

（法第十八条の政令で定める法人）

第十四条 法第十八条の政令で定める法人は 港務局 都市基礎整備公団 日本道路公団 緑豊源公団 首都圏道路公団 水圏圏開発公団 阪神圏道路公団 地域振興整備公団 日本鉄道建設公団 環境事業団 新東京国際空港公団 地方住宅供給公社 日本勤労者住宅協会 石川公団 空港圏開発整備機構 本州四国建設公団 地方道路公社 土地開発公社及び日本郵政公社とする

平成十二年度以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十二年政令第 一三四十二号）（抄）

（費用の負担）

第七条（略）

2 第五条の規定による年金額の改定により増加する費用は 日本鉄道建設公団が負担する

国家公務員退職手当法施行令（昭和 二十八政令第 二百十五号）（抄）

（国の事務等と密接な関連を有する業務を行う特別法人）

第九条の二 法第七条の二 第二項に規定する政令で定める法人は 同項に規定する公庫のほか 次に掲げる法人とする

一五（略）

六 運輸施設整備事業団（国内旅客船公団法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第七十三号）附則第三條の規定により特定船舶整備公団となつた旧国内旅客船公団 特定船舶整備公団法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十九号）附則第三條の規定により船舶整備公団となつた旧特定船舶整備公団 運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六條第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七條第一項の規定により解散した旧鉄道整備委員 特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十七号）による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法（昭和五十二年法律第百二号）第一条の特定船舶製造業安定事業協会並びに運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十七号）附則第三條第一項の規定により解散した旧沿岸業基礎整備事業協会を含む）

七三十八 (略)

三十九 日本鉄道建設公団 (日本国有鉄道運営事業団の債務等の処理に関する法律 (平成十年法律第百三十二号) 附則第 三 条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道運営事業団を含む)

四一〇 百五十一 (略)

(法第七条の三第二項に規定する政令で定める法人)

第九条の四 法第七条の三第二項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

一〇二十 (略)

一一一 日本鉄道建設公団

一二二 六十八 (略)

六十九 運輸施設整備事業団

七〇 八十 (略)

地方財政再建促進特別措置法施行令 (昭和三十年政令第三百三十三号) (抄)

(寄附金等の支出の制限の対象となる独立行政法人)

第十二条の二 法第二十四條第三項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立交りこみスポーツ記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立国際研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産省技術センター、独立行政法人種畜管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農薬省大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・まぐろ資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農薬技術研究機構、独立行政法人農薬生物資源研究所、独立行政法人農薬環境技術研究所、独立行政法人農薬化学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人産業所有権総局情報館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政

法人航海訓練所 独立行政法人海員学校 独立行政法人航空大学校 独立行政法人国立環境研究所 独立行政法人駐留児童労働者労務管理機構 自動車検査独立行政法人 独立行政法人統計センター、独立行政法人教育研修センター、独立行政法人造幣局 独立行政法人国立印刷局及び独立行政法人原子力安全基盤機構とする。

国家公務員共済組合法施行令（昭和二十三年政令第 百七号）（抄）

（継続長期組員につき組員期間の遡算を認める公庫等の範囲）

第四十三条 法第百二十四条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 水資源開発公団 地域振興整備公団 緑豊源公団（農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十四号）附則第三條の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団並びに森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第三條の規定により緑豊源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三條第一項の規定により解散した旧農用地整備公団を含む）、石垣公団 日本鉄道建設公団（日本国有鉄道運営事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百二十六号）附則第三條第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道運営事業団を含む）、新東京国際空港公団 外資埋頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二條の規定により解散した旧京浜外資埋頭公団及び旧阪神外資埋頭公団 都市基盤整備公団（都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第十七條の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号。以下「旧住宅・都市整備公団法」といふ）附則第六條第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七條第一項の規定により解散した旧宅地開発公団並びに都市基盤整備公団法附則第六條第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団を含む）、日本道路公団 首都圏遠道路公団 阪神圏遠道路公団並びに本州九国運送橋公団
- 二 科学技術振興事業団（新技術開発事業団法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十二号）附則第二條の規定により新技術事業団となつた旧新技術開発事業団並びに科学技術振興事業団法（平成八年法律第三十七号）附則第六條第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八條第一項の規定により解散した旧新技術事業団を含む）、宇宙開発事業団 環境事業団（公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二條の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団を含む）、国際協力事業団 日本私立学校振興・共済事業団（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第六條第一項の規定により解散した旧日本私立学校振興財団を含む）、社会福祉・医療事業団（社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）附則第二條の規定により社会福祉・医療事業団となつた旧社会福祉事業振興会及び同法附則第三條第一項の規定により解散した旧医療金融公庫を含む）、農畜産業振興事業団（農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十二号）附則第十五條の規定による廃止前の畜系砂糖類価格安定事業団法（昭和五十六年法律第四十四号）附則第六條第一項の規定により解散した旧日本畜系事業団及び同法附則第八條第一項の規定により解散した旧糖価安定事業団並びに農畜産業振興事業団法附則第六條第一項の規定により解散した旧畜産振興事業団及び同法附則第七條第一項の規定により解散した旧畜系砂糖類価格安定事業団を含む）、全農総業事業団 中小企業総合事業団（中小企業総合事業団

法（平成十一年法律第十九号）附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧中小企業共済事業団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第三十七号）による改正前の繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十号）第二十一条の繊維工業構造改善事業協会並びに中小企業総合事業団法附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業信用保険公庫、同法附則第六条第一項の規定により解散した旧繊維産業構造改善事業協会及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団を含む）、運輸施設整備事業団（特定船舶製造業安定事業協会の一部を改正する法律（平成元年法律第五十七号）による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法（昭和五十二年法律第百二号）第一条の特定船舶製造業安定事業協会、運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金並びに運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十七号）附則第三條第一項の規定により解散した旧造船業整備整備事業協会を含む）、日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第六條第一項の規定により解散した旧簡易保険福祉事業団（簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二二年法律第五十号）附則第二十八條第一項の規定により簡易保険福祉事業団となった旧簡易保険郵便年金福祉事業団を含む）、労働福祉事業団及び日本下水道事業団

二了五（略）

2 法律第二百四十四条の第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」といふ）に該当する同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 緑豊源公団、石油公団、日本道路公団、首都圏環状道路公団、水戸開発公団、阪神圏環状道路公団、地域振興整備公団、日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団及び都市基盤整備公団
- 二 国際協力事業団、宇宙開発事業団、科学技術振興事業団、日本私立学校振興・共済事業団、労働福祉事業団、社会福祉・医療事業団、農畜産業振興事業団、金属鉱業事業団、中小企業総合事業団、日本下水道事業団、運輸施設整備事業団及び環境事業団

二了五（略）

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百九十二号）（抄）

別表第一（第十条の二関係）

- 一（略）
- 二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人厚労力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人業所有権総情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究

所 独立行政法人港湾空港技術研究所 独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館 独立行政法人国立環境研究所 独立行政法人国立健康・栄養研究所 独立行政法人国立公文書館 独立行政法人国立国語研究所 独立行政法人国立少年自然の家 独立行政法人国立女性教育会館 独立行政法人国立青年の家 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 独立行政法人国立博物館 独立行政法人国立美術館 独立行政法人さげ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所 独立行政法人産業医学総合研究所 独立行政法人産業技術総合研究所 独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所 独立行政法人消防研究所 独立行政法人食品総合研究所 独立行政法人森林総合研究所 独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校 独立行政法人製品評価技術基盤機構 独立行政法人造幣局 独立行政法人大学入試センター、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 独立行政法人通信総合研究所 独立行政法人電子航法研究所 独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所 独立行政法人日本貿易保険 独立行政法人農薬環境技術研究所 独立行政法人農薬技術研究機構 独立行政法人農薬工学研究所 独立行政法人農薬者大学校 独立行政法人農薬生物資源研究所 独立行政法人農薬検査所 独立行政法人農林水産資源技術センター、独立行政法人肥飼料検査所 独立行政法人物質・材料研究機構 独立行政法人文化財研究所 独立行政法人防災科学技術研究所 独立行政法人放射線医学総合研究所 独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人林木育種センター

三 首都高速道路公団 新東京国際空港公団 石浜公団 地域振興整備公団 都市基盤整備公団 日本鉄道建設公団 日本道路公団 阪神高速道路公団 本州四国連絡橋公団 水資源開発公団及び繰渡源公団

四 宇宙開発事業団 運輸施設整備事業団 科学技術振興事業団 環境事業団 金属鉱業事業団 国際協力事業団 社会福祉・医療事業団 中小企業総合事業団 日本私立学校振興・共済事業団 農畜産業振興事業団及び労働福祉事業団

五十九 (略)

地方公務員等共済組合法施行令(昭和二十七年政令第三百五十二号)(抄)

(継続長期組員に係る公庫等の範囲)

第三十九条 法第百四十二条第一項に規定する政令で定める法人は 同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 水資源開発公団 地域振興整備公団 繰渡源公団(森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第三條の規定により繰渡源公団となった旧森林開発公団及び同法附則第三條第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十四号)附則第三條の規定により農用地整備公団となった旧農用地開発公団を含む)、石浜公団 日本鉄道建設公団(日本国有鉄道繰渡源事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十二号)附則第三條第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道繰渡源事業団を含む)

新東京国際空港公社、外資埠頭公社の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第三十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外資埠頭公社及び旧阪神外資埠頭公社、都市基盤整備公社（都市基盤整備公社法（平成十一年法律第七十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公社並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公社法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公社及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公社を含む）、日本道路公社、首都圏環状道路公社、阪神高速道路公社並びに本州四国連絡橋公社

一 科学技術振興事業団（科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団を含む）、宇宙開発事業団、環境事業団（公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第三十条の規定により環境事業団となった旧公害防止事業団を含む）、国際協力事業団、日本私立学校振興・共済事業団、社会福祉・医療事業団（社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）附則第三十条の規定により社会福祉・医療事業団となった旧社会福祉事業団及び同法附則第三十条第一項の規定により解散した旧医療支援公庫を含む）、農畜産業振興事業団、全農協業事業団、中小企業総合事業団（中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団及び同法附則第十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十二号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団を含む）、運輸施設整備事業団（運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公社及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む）、労働福祉事業団及び日本下水道事業団

二五（略）

第四十三条（略）

2・3（略）

4 法律第四十二号第一項の表第四十号第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、法律第四十号第一項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 緑地公社、石油公社、日本道路公社、首都圏環状道路公社、水資源開発公社、阪神高速道路公社、地域振興整備公社、日本鉄道建設公社、本州四国連絡橋公社及び都市基盤整備公社

二 国際協力事業団、宇宙開発事業団、科学技術振興事業団、日本私立学校振興・共済事業団、労働福祉事業団、社会福祉・医療事業団、農畜産業振興事業団、全農協業事業団、中小企業総合事業団、日本下水道事業団、運輸施設整備事業団及び環境事業団

二五（略）

5・6（略）

国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令（昭和二十七年政令第二百九十二号）（抄）

国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、専美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、運輸施設整備事業団、沖繩振興開発金融公庫、海上災害防止センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、危険物保安技術協会、基礎技術研究促進センター、金屬鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、公費健康被害補償予防協会、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際観光振興会、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、自動車事故対策センター、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都圏高速道路公団、消防団員等公務災害補償共済基金、新工業小千、産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合会、生物系特定産業技術研究推進機構、石炭産業年金基金、石炭公団、全国市町村職員共済組合連合会、地域振興整備公団、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、通関情報処理センター、通信・放送機構、帝都高度交通公団、都市基盤整備公団、土地改良区、土地改良区連合、土地企画整理組合、日本書院会、日本学術振興会、日本芸術文化振興会、日本厚労力研究所、日本小型自動車振興会、日本自動車振興会、日本障害者雇用促進協会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本体育・学校健康センター、日本中央競馬会、日本鉄道建設公団、日本電気計測研究所、日本道路公団、日本貿易振興会、日本郵政公社、日本労働研究機構、年金基金連用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業者年金基金、農産物産振興事業団、農林漁業金融公庫、農林漁業信用基金、阪神高速道路公団、平和記念事業特別基金、放送大学学園、北方領土問題対策協会、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑資源公団、理化学研究所及び労働福祉事業団とする。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第七十七号）（抄）

（法第七條第三号ホの政令で定める法人）

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」といふ。）第三條第三号ホの政令で定める法人は、専美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、運輸施設整備事業団、沖繩振興開発金融公庫、海上災害防止センター、海洋科学技術センター、海洋水産資源開発センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株取得機構、金屬鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、公費健康被害補償予防協会、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際観光振興会、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・

能力開発機構、産業基盤整備基金、市議会議員会、市町村職員会、指定都市職員会、自動車安全運転センター、自動車事故対策センター、司法書士会、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都圏道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、情報処理振興事業協会、消防団員会、公務員退職者共済会、新工不不不、産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東日本国際空港、水害予防組、水害予防組連合、生物系特定産業技術研究推進機構、税理士会、石炭鉱業年金基金、石炭公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、地域振興機構、地方職能全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員共済会、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、町村議会議員会、週刊情報処理センター、通信・放送機構、首都圏高度交通圏、都市基盤整備公団、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員会、日本音楽会、日本学術振興会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本芸術文化振興会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小形自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本障害者雇用促進協会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本体育・学校健康センター、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本鉄道建設公団、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本万国博覧会記念協会、日本弁理士会、日本貿易振興会、日本放送協会、日本郵政公社、日本労働研究機構、年金基金運用基金、農業青年会基金、農水産業協同組合共済保険機構、農産物産振興事業団、農林漁業金融公庫、農林漁業信用基金、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、平和記念事業特別基金、放送大学学園、北方領土問題対策協会、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、経費源公団、野菜供給安定基金、預金保険機構、理化学研究所及び労働福祉事業団とする。（附則第二十七条関係）

独立行政法人登記法（昭和三十九年政令第三十八号）（抄）

（登記事項）

第三条 独立行政法人等が登記しなければならない事項は、次のとおりとする。

一、四（略）

五 独立行政法人産業技術総合研究所及び独立行政法人農業技術研究機構にあつては、代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

六（略）

別表（第一条、第三条、第十条関係）

名称	根拠法	登記事項
(略)	(略)	(略)

宇宙開発事業団	宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）	資本金
運輸施設整備事業団	運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十二号）	資本金
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十二号）	資本金
（略）	（略）	（略）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第百五号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資本金
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法（昭和二十九年法律第三号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資本金
日本電算計器検定所	日本電算計器検定所法（昭和二十九年法律第百五号）	
（略）	（略）	（略）

行政相談委員法第三 系第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第百十号）（抄）

行政相談委員法第三 系第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 自動車検査独立行政法人

二・三 （略）

四 都市基盤整備公団、日本道路公団、首都圏高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、本州四国連
絡橋公団及び地域振興整備公団

五・六 （略）

首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十二号）（抄）

（法第八系第四項第五号の政令で定める行為）

第三系 法第八系第四項第五号の政令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一～九 （略）

十 日本鉄道建設公団が行つ鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他それらに類するもの（以下「駅等」といふ。）の建設を除く。）又は管理に係る行
為

十一～三十一 (略)

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令(昭和四十二年政令第九号)(抄)

(法第九十二条第四項第五号の政令で定める行為)

第七条 法第九十二条第四項第五号の政令で定める行為は 次の各号に掲げる行為とする

一～九 (略)

十 日本鉄道建設公団又は本州四国建設橋梁公団が行つた鉄道施設の建設(駅 操車場 車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」といふ))の建設を除く)又は管理に係る行為

十一～三十一 (略)

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令(昭和四十四年政令第 百六号)(抄)

(法第七十二条第一項ただし書の政令で定める行為)

第二条 法第七十二条第一項ただし書の政令で定める行為は 次の各号に掲げる行為とする

一～八 (略)

九 次に掲げる工事の実施に係る行為

イ (略)

ロ 軌道法(大正十年法律第七十六号)第五十二条第一項の規定による認可を受けた者(当該認可を受けた者が日本鉄道建設公団法(昭和二十九年法律第三号)第二十二 条第一項の規定による申出を行つた場合において国土交通大臣がする同条第二 項の規定による指承を受けた日本鉄道建設公団を名づ)が行つた当該認可に係る工事

ハ (略)

ニ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十 号)第八十二条第一項 第九十二条第一項(同法第十二 条第四項 において準用する場合を含む)若しくは第十二 条第一項の規定による認可を受けた者(同法第八 条第一項 第九十二条第一項又は第十二 条第一項の規定による認可を受けた者が日本鉄道建設公団法第二 十二 条第一項の規定による申出を行つた場合において国土交通大臣がする同条第二 項の規定による指承を受けた日本鉄道建設公団を名づ)が行つた当該認可に係る工事又は鉄道事業法第三十二 条の規定による許可若しくは同法第三十八 条において準用する同法第九 条第一項(同法第十二 条第四 項において準用する場合を含む)若しくは同条第一項の規定による認可を受けた者が行つた当該許可若しくは認可に係る同法第三十二 条第一項第三 号に規定する鉄道施設に関する工事

十九 (略)

全国新幹線鉄道整備法施行令(昭和四十五年政令第 百七十一号)(抄)

(新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用に充てるものとして算定される額)

第七条 国土交通大臣は 法第十三条第一項の額の算定のため 新幹線鉄道の建設に関する工事の区間ごとに 次に掲げる額を算定するものとする。

一 (略)

一 当該区間に係る鉄道施設の買付け後に日本鉄道建設公団(以下「公団」といふ)が営業主体から支払を受ける見込まれる当該鉄道施設に係る賃料収入の額(当該鉄道施設に係る租税及び管理費(公団において当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む)に充てる部分を除く。)

2 各事業年度における法第十三条第一項の政令で定めるところにより算定される額は 当該事業年度における第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減して得た額を 新幹線鉄道の建設に関する工事の区間ごとに 当該事業年度における当該区間に係る鉄道施設の建設に関する工事に要する費用の額に前項第一号に掲げる額の同項第一号に掲げる額に対する比率を乗じて得た額に於いてあり、当該あり分した額を基準として国土交通大臣が定める額とする。

一 営業主体から支払を受ける新幹線鉄道に係る鉄道施設の賃料料その他の公団の新幹線鉄道に係る業務に係る収入の額

一 公団が営業主体へ貸し付けている新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る租税及び管理費(公団において当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む)並びに公団において新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業に係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用の額

3 (略)

(国及び都道府県の負担)

第八条 (略)

2 前項の規定により国が負担すべき費用の額の計算については 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十二号)第二十条第一項第一号の規定により運輸施設整備事業団が交付した交付金は 国が当該費用の一部に充てるものとして交付したものとみなす。

附 則

1 (略)

2 建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線の営業主体かその全部又は一部を譲与するものとなる鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始する場合において 当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加する

しにより、会社が必要な調整措置を講ずるときは、第七十二条第一項第三号に掲げる額は、同項の規定にかかわらず、前号の額、同項に掲げる額に会社が講ずる当該調整措置に要する額を加えた額とする。

3・4 (略)

5 第四条の規定は法附則第十二項において準用する法第十条第一項の政令で定める土地について、第五条の規定は法附則第十二項において準用する法第十一条第一項ただし書の政令で定める行為について、第六条の規定は法附則第十二項において準用する法第十一条第四項(法附則第十二項において準用する法第十二条第八項において準用する場合を含む。)の規定による収用委員会に対する裁決の申請について、第八条の規定は法附則第十二項において準用する法第十三条第一項の規定による国及び都道府県の負担について準用する。この場合において、第四条、第五条第五号及び第八条第一項中「新幹線鉄道」とあるのは、「法附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新幹線」と、同項中「建設主体」とあるのは、「日本鉄道建設公団」と読み替えるものとする。

6 法附則第十八項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一 (略)

二 日本鉄道建設公団法(昭和二十九年法律第三号)第十九条第一項(第一号の三を除く)及び附則第十三条第一項

三 運輸施設整備事業団法第三十二条第四号、第三十一条第一項第一号及び第二項第一号、第三十一条第三項第一号並びに第四十条

7 会社が新幹線鉄道規格新幹線等について建設、貸付けその他の業務を行う場合における第七条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「新幹線鉄道」とあるのは、「新幹線鉄道及び法附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新幹線」と、同条第一項第三号及び第二項各号中「営業主」とあるのは、「営業主又は法附則第七項の規定により法附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新幹線の営業を行う者」とする。

海洋水産資源開発促進法施行令(昭和四十六年政令第 二百五号)(抄)

(沿岸水産資源開発区域等における行為の届出を要しない者)

第二系 法第九条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～三 (略)

四 日本鉄道建設公団

五～八 (略)

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第 二百五十一号)(抄)

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」といふ)第三十一条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 地域振興整備公団 都市基盤整備公団 日本鉄道建設公団 日本道路公団 本州四国建設公団 水資源開発公団及び緑資源公団

二 環境事業団及び労働福祉事業団

三 雇用・能力開発機構

附 則

1 (略)

2 法附則第三系の政令で定める法人は 次のとおりとする。

一 (略)

二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人業所有権総合情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国営オリビック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立特殊教員総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人さけ・まき資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人種畜管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製器評価技術基盤機構、独立行政法人造船局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人駐留軍事労働者労務管理機構、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業検査所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人林木育種センター

三 首都高速道路公団 新東京国際空港公団 石油公団 地域振興整備公団 都市基盤整備公団 日本鉄道建設公団 日本道路公団 阪神高速道路公団 本州四国建設公団 水資源開発公団及び緑資源公団

四 宇宙開発事業団 運輸施設整備事業団 科学技術振興事業団 環境事業団 金属鉱業事業団 国際協力事業団 社会福祉・医療事業団 中小企業総合事業団 日本私立学校振興・共済事業団 農畜産業振興事業団及び労働福祉事業団

五九 (略)

3 (略)

国際協定の締結等に伴つて漁業離職者に関する臨時措置法施行令(昭和五十二年政令第三百二十九号)(抄)

(法第十条の政令で定める法人)

第三条 法第十条の政令で定める法人は 次のとおりとする。

- 一 新東京国際空港会社 地域振興整備公社 都市基盤整備公社 日本鉄道建設会社 日本道路公社 本州四国連絡橋会社 水産資源開発会社及び資源開発公社
- 二 環境事業団及び労働福祉事業団
- 三 雇用・能力開発機構

日本国有鉄道改革法等の施行に伴つて関係政令の整備等に関する政令(昭和六十二年政令第五十四号)(抄)

附 則

(日本鉄道建設会社法施行令の一部改正に伴つて経過措置)

第七条 施行法附則第三十一条第一項に規定する鉄道施設についての第八十二条の規定による改正後の日本鉄道建設会社法施行令第八条第一項の規定の適用については 同項中「旅客会社又は貨物会社」とあるのは「旅客会社若しくは貨物会社又は日本国有鉄道」とする。

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の施行に伴つて関係政令の整備等に関する政令(平成三年政令第三百二号)(抄)

附 則

(新幹線鉄道保有機構債券原簿等に関する経過措置)

第二条 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構が同法附則第三条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法(昭和六十一年法律第八十九号)第三十条第一項の規定により発行した新幹線鉄道保有機構債券に係る新幹線鉄道保有機構債券原簿および利札の取扱いについては 第二条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法施行令第九条及び第十条の規定は なおその効力を有する。この場合において 同令第九条第一項中「機構は 事務所」とあるのは「鉄道整備基金は その新幹線鉄道保有機構債券原簿に係る新幹線鉄道保有機構債券の償還及びその利息の支払を行うまでの間 主たる事務所」と 同令第三項第二号中「第四条第三項第一号」とあるのは「新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の施行に伴つて関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法施行令第四条第一項第一号」と 同令第十条第三項中「機構」とあるのは「鉄道整備基金」とする。

外国人登録法施行令（平成四年政令第 三百二十九号）（抄）

別表（第二系関係）

一～十四（略）

十五 日本鉄道建設公団

十六～三十五（略）

運輸施設整備事業団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成九年政令第 三百六十五号）（抄）

附 則

（船舶整備債券原簿等に関する経過措置）

第二条 法附則第六条第一項の規定による解散前の船舶整備公団が法附則第十五条の規定による廃止前の船舶整備公団法（昭和二十四年法律第四十六号）

第二十六条第一項の規定により発行した船舶整備債券に係る船舶整備債券原簿及び利札の取扱いについては 第一条の規定による廃止前の船舶整備債券令第八条及び第九条の規定は なおその効力を有する。この場合において 同令第八条第一項中「公団は 事務所」とあるのは「運輸施設整備事業団は その船舶整備債券原簿に係る船舶整備債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間 主たる事務所」と 同令第二項第三号中「第三系第一項第一号」とあるのは「運輸施設整備事業団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成九年政令第 三百六十五号）第一条の規定による廃止前の船舶整備債券令第三条第一項第一号」と 同令第九条第二項中「公団」とあるのは「運輸施設整備事業団」とする。

（鉄道整備基金債券原簿等に関する経過措置）

第三条 法附則第七条第一項の規定による解散前の鉄道整備基金が法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成二年法律第四十六号）第二

十八条第一項の規定により発行した鉄道整備基金債券に係る鉄道整備基金債券原簿及び利札の取扱いについては 第一条の規定による廃止前の鉄道整備基金法施行令第十六条及び第十七条の規定は なおその効力を有する。この場合において 同令第十六条第一項中「基金社」とあるのは「運輸施設整備事業団は その鉄道整備基金債券原簿に係る鉄道整備基金債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間」と 同令第二項第三号中「第十一系第一項第一号」とあるのは「運輸施設整備事業団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成九年政令第 三百六十五号）第一条の規定による廃止前の鉄道整備基金法施行令第十一条第一項第一号」と 同令第十七条第二項中「基金」とあるのは「運輸施設整備事業団」とする。

日本政策投資銀行法施行令（昭和十八年政令第 百十五号）（抄）

（寄託金の受入れ）

第十条 日本政策投資銀行は、法律二十条第一項に規定する業務のうち、特定の政策に資することを目的とするために必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる寄託金の受入れをすることができる。

- 一 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十号）第三十二条第一項に規定する民間都市開発推進機構からの同法第四十二条第一項の協定に係る寄託金
- 二 運輸施設整備事業団からの運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）第二十条第七項の協定に係る寄託金

2 (略)

国土交通省設置法第四十二条二十九号の業務等を定める政令（平成十二年政令第 二百九十七号）（抄）

（法律四十二条百二十三号の政令で定める公共的団体）

第二条 法律四十二条百二十三号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、日本道路公団、首都圏道路公団、水圏開発公団、阪神高速道路公団、日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、日本原子力研究所、日本芸術文化振興会、核燃料サイクル開発機構、雇用・能力開発機構又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。

独立行政法人建築研究所法第十一条第五号の公共的団体を定める政令（平成十二年政令第 二百 十九号）（抄）

独立行政法人建築研究所法第十一条第五号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、日本道路公団、首都圏道路公団、水圏開発公団、阪神高速道路公団、日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、日本原子力研究所、日本芸術文化振興会、核燃料サイクル開発機構、雇用・能力開発機構又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。

公営法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第三十二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第 五百 十二号）（抄）

公営法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第三十二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一・二 (略)

三 運輸施設整備事業団

四、八十八 (略)

八十九 日本鉄道建設公団

九十二百十二（略）

公営工事の人社及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百二十四号）（抄）
（特殊法人等の範囲）

第一条 公営工事の人社及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」といふ。）第二条第二項の政令で定める法人は 次のとおりとする。

- 一 日本郵政公社 首都圏高速道路公団 新東京国際空港公団 地域振興開発公団 都市基盤整備公団 日本鉄道建設公団 日本道路公団 阪神圏高速道路公団 本州四国連絡橋公団 水資源開発公団 緑豊源公団 宇宙開発事業団 科学技術振興事業団 環境事業団 国際協力事業団 労働福祉事業団 首都圏速度交通公団 関西国際空港株式会社 核燃料サイクル開発機構 雇用・能力開発機構 新工ネルギー・産業技術総合開発機構 日本芸術文化振興会 日本原子力研究所 日本体育・学校健康センター、日本中央競馬会 年金資金運用基金及び放送大学学園
- 二（略）
- 三 独立行政法人国立オリエント記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館 独立行政法人国立少年自然の家 独立行政法人国立女性教育会館 独立行政法人国立青年の家 独立行政法人国立博物館及び独立行政法人国立美術館

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十二年政令第百四十五号）（抄）
（新会社に関する運輸施設整備事業団法施行令の規定の適用）

第四条 運輸施設整備事業団法施行令（平成九年政令第百六十四号）第六条第二項第一号の規定の適用については 新会社を新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）第二条に規定する旅客鉄道株式会社とみなす。

国土交通省組織令（平成十二年政令第百五十五号）（抄）
（総務政策局の所掌事務）

第四条 総務政策局は 次に掲げる事務をつかさどる。

一～四（略）

- 五 運輸施設整備事業団の組織及び運営一般並びに同事業団の行う運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）第十条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに高齢者 身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第二十一条第一項に掲げる業務に関すること。

六五七七（略）

二・三（略）

（交通計画課の所掌事務）

第四十一条 交通計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二（略）

三 運輸施設整備事業団の組織及び運営一般並びに同事業団の行う高層者、身体障害者の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第三十一条第一項に掲げる業務に関する事。

（技術安全課の所掌事務）

第五十条 技術安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 運輸施設整備事業団の行う運輸施設整備事業団法第三十二条第一項第十号に掲げる業務並びに附帯する業務に関する事。

三・八（略）

（財務課の所掌事務）

第百一十二条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・三（略）

四 運輸施設整備事業団の行う運輸施設整備事業団法第三十二条第一項第二号から第五号までの業務並びに附帯する業務並びに同法第三項の業務に関する事。

五 日本鉄道建設公団の行う業務に関する事。

六・十（略）

（海運産業課の所掌事務）

第百四十一条 海運産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・三（略）

四 運輸施設整備事業団の行う運輸施設整備事業団法第三十二条第一項第四号から第六号までの業務並びに附帯する業務に関する事。

五・八（略）

（造船課の所掌事務）

第百四十二条 造船課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 運輸施設権業者の行う高度相対技術を用いた相対の設計に必要資金の借入れに係る債務保証をなすに附する義務に関する事

四 (略)

(技術課の所管業務)

第五百十二条 技術課は 次掲げる業務をつかさどる

一・二 (略)

三 運輸施設権業者の行う運輸施設権業者法第五十二条第一項第十号から第十五号までの業務をなすに附する義務に関する事(高度課の所管に属するものを除く)

四・七 (略)

附 則

(鉄道局総務課の所管業務の特例)

第十二条 鉄道局総務課は 第百一十二条各号に掲げる業務のほか 当分の間 次掲げる業務をつかさどる

一 (略)

二 日本鉄道建設公団の行う日本国営鉄道局権業者の債務処理に関する法律(平成十年法律第百二十号)以下「債務処理法」として)第十二条第二項の特例義務(以下「特例義務」として)に関する事(鉄道局総務課の所管に属するものを除く)

三 (略)

(鉄道局財務課の所管業務の特例)

第十三条 鉄道局財務課は 第百一十二条各号に掲げる業務のほか 当分の間 運輸施設権業者の行う運輸施設権業者法附則第十四条第二項及び第三項の義務に関する業務をつかさどる

2 債務処理法第十二条第二項から第三項までの規定により特例義務が行われる場合は 第百一十二条各号中「義務に関する事」とあるのは「業務に関する事(総務課及び施設課の所管に属するものを除く)」とする

(鉄道局施設課の所管業務の特例)

第十四条 鉄道局施設課は 第百一十二条各号に掲げる業務のほか 当分の間 日本鉄道建設公団の特例義務として行う土地の造成をなすに關する施設の整備に関する技術上の計画に関する業務をつかさどる

(海軍局海軍保護課の所管業務の特例)

第十五条 海軍局海軍保護課は 第百一十二条各号に掲げる業務のほか 当分の間 運輸施設権業者の行う運輸施設権業者法附則第十四条第一

項第一号の義務及び第二号の義務に關する義務をこなす。

(海運局出張所の所屬事務の特別)

第二十條 海運局出張所は 第四十七条第一号に掲げる義務のほか 当分の間 運輸施設整備機構の行う運輸施設整備機構法(第四十四條) 項第一号の義務及び第二号の義務に關する義務をこなす。

交通政策審議会令(平成十一年政令第二百) (抄)

附 則

(海運分科会の所屬事務の特別)

第一條 海運分科会は 第一條第一項の海運分科会の下欄に掲げる義務をこなすほか 当分の間 運輸施設整備機構法(平成九年法律八十三号) 附則第十四条第五項の規定によりなすの効力を有するものとする。但し船隻整備機構法(昭和五十二年法律第二号) の規定により審議会の権限に屬せられた事項を処理する。

国土交通省独立行政法人評価委員会令(平成十一年政令第二百十四号) (抄)

(分科会)

第五條 委員会に 次の表の上欄に掲げる分科会を置き これらの分科会の所屬事務は 独立行政法人法(第九條) 第二條 項の規定により委員会の権限に屬せられた事項のほかに それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理するものとする。

名称 (略)	独立行政法人 (略)
自動車検査分科会	自動車検査独立行政法人

(庶務)

第六條 委員会の庶務は 国土交通省政策統括官(第四号) 総括し 及び処理する。ただし 次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については それぞれ同表の下欄に定めるものとする。

分科会 (略)	担当課等 (略)
自動車検査分科会	自動車交通局技術安全部技術企画課(第四号) 及び処理する。

